



標茶町 行財政改革推進計画

令和 7 年 6 月策定
北海道標茶町

■ はじめに

町民の皆さま、そして町職員の皆さんへ

私たちの町は、豊かな自然と広大な土地を活かした酪農を基幹産業とし、これまで地域に根ざした発展を遂げてきました。一方で、広大な行政面積がゆえに住民生活に欠かせない各種公共施設等が数多く必要で、高いコスト構造を抱えております。

近年の物価の高騰は、社会全体に大きな影響を及ぼしており、本町においても例外ではありません。物件費や人件費にとどまらず、施設維持管理費や各種事業費等あらゆる予算の増大により、町の財政負担はかつてないほど厳しさを増しています。さらに、主要な財源である地方交付税も横ばいの状況が続き、現在のままでは持続可能な財政運営が極めて困難となる恐れがあります。

このような厳しい現実を前に、私たちは今、従来の延長線上ではなく、大胆な行財政改革に挑まなければなりません。町の未来を守るため、すべての分野において無駄を徹底的に見直し、事業の優先順位を明確にし、持続可能な運営体制を構築する必要があります。

改革は、決して簡単な道ではありません。痛みを伴う判断を求められることもあるでしょう。しかし、これは私たち自身が町の未来を切り拓くための決断です。改革には大きなエネルギーも必要です。それには職員一人ひとりが主体的に創意工夫を凝らし、町民の皆さまにもご理解とご協力をいただきながら、町全体で一丸となって取り組んでいかなければなりません。

私たちの町は、豊かな自然と、努力を惜しまない人々の力によって築かれてきました。これからも、この町が安心して暮らし続けられる場所であり続けるために、共に知恵を出し合い、共に行動しよりよい明日のしべちやを創造してまいりましょう。

皆さまのご理解とご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

令和7年6月16日

町長 佐藤 吉彦

■ 目次

第1章 標茶町行財政改革推進計画の策定について	P 3
第1節 これまでの本町の行財政改革の取り組み	P 3
第2節 令和7年度当初予算策定時の状況	P 3
第3節 今後の見込みと標茶町行財政改革推進計画の策定	P 3
第2章 財政状況等の分析	P 4
第1節 将来人口の見通し	P 4
第2節 財政状況の分析	P 6
第3章 標茶町行財政改革推進計画の位置づけ	P 26
第1節 標茶町行財政改革推進計画の位置づけ	P 26
第4章 行財政改革の目標・視点・基本方針・重点施策	P 27
第1節 行財政改革の目標	P 27
第2節 行財政改革の視点・基本方針・重点施策	P 27
第3節 行政サービスの視点	P 28
基本方針1 スマート自治体への改革	P 28
第4節 ひとづくりの視点	P 29
基本方針2 人材育成の改革	P 29
基本方針3 仕事の改革	P 29
第5節 財政健全化の視点	P 30
基本方針4 財政基盤の改革	P 30
第5章 行財政改革の視点・基本方針・重点施策の体系と目標	P 36
第6章 行財政改革の推進手法	P 37
第1節 計画推進期間	P 37
第2節 推進体制等	P 37
第7章 具体的な取組事項と個別シート	P 38

第1章 標茶町行財政改革推進計画の策定について

第1節 これまでの本町の行財政改革の取り組み

これまで本町では、昭和61年に最初の大綱が策定され、その後、平成8年に第1期大綱、平成15年に第2期大綱を策定し行財政改革に取り組んでまいりました。令和2年3月に策定した第5期標茶町行政改革大綱では、行政運営全体を絶えず見直し、効率的な経営が行われるよう取り組み、その中で新たに生み出された財源を真に必要な行政サービスに活用するなど、まちづくりをより一層効果的に進めることを目的として「事務事業の改革」「組織・機構の改革」「健全な財政運営の推進」「地域資源の有効活用」「住民と行政との協働の推進」の5つのスローガンを掲げ、特に行財政基盤の強化に向け行政サービスの見直しや仕事の仕方、仕組みの改革などを重点的に取り組み、新たな行政需要に対応するための事業の財源確保に努めてきました。

第2節 令和7年度当初予算策定時の状況

令和7年度当初予算の策定作業では、町税と地方交付税は合わせて2億円程度の収入増を見込んだものの、これまでの行政課題を解決すべく大型事業を実施してきたことによる公債費が15億4,086万円となりました。また物価高騰や人件費の増加などもあり、その結果としてここ数年来と同様に財政調整基金と備荒資金の支消によりバランスを取ってきたところではありますが、本年度は財源不足を埋めるには至らず、一部の特定目的基金の充当範囲を拡大するなどして収支を整えたところです。

第3節 今後の見込みと標茶町行財政改革推進計画の策定

令和7年度当初予算策定では特定目的基金を支消し収支のバランスを取ることができました。次年度は基金残高が減少することから同様の措置による予算の策定は困難と考えます。次年度以降は基金充当等による収支バランスを取る予算編成から町税等の収入に見合った財政規模にしなければなりません。

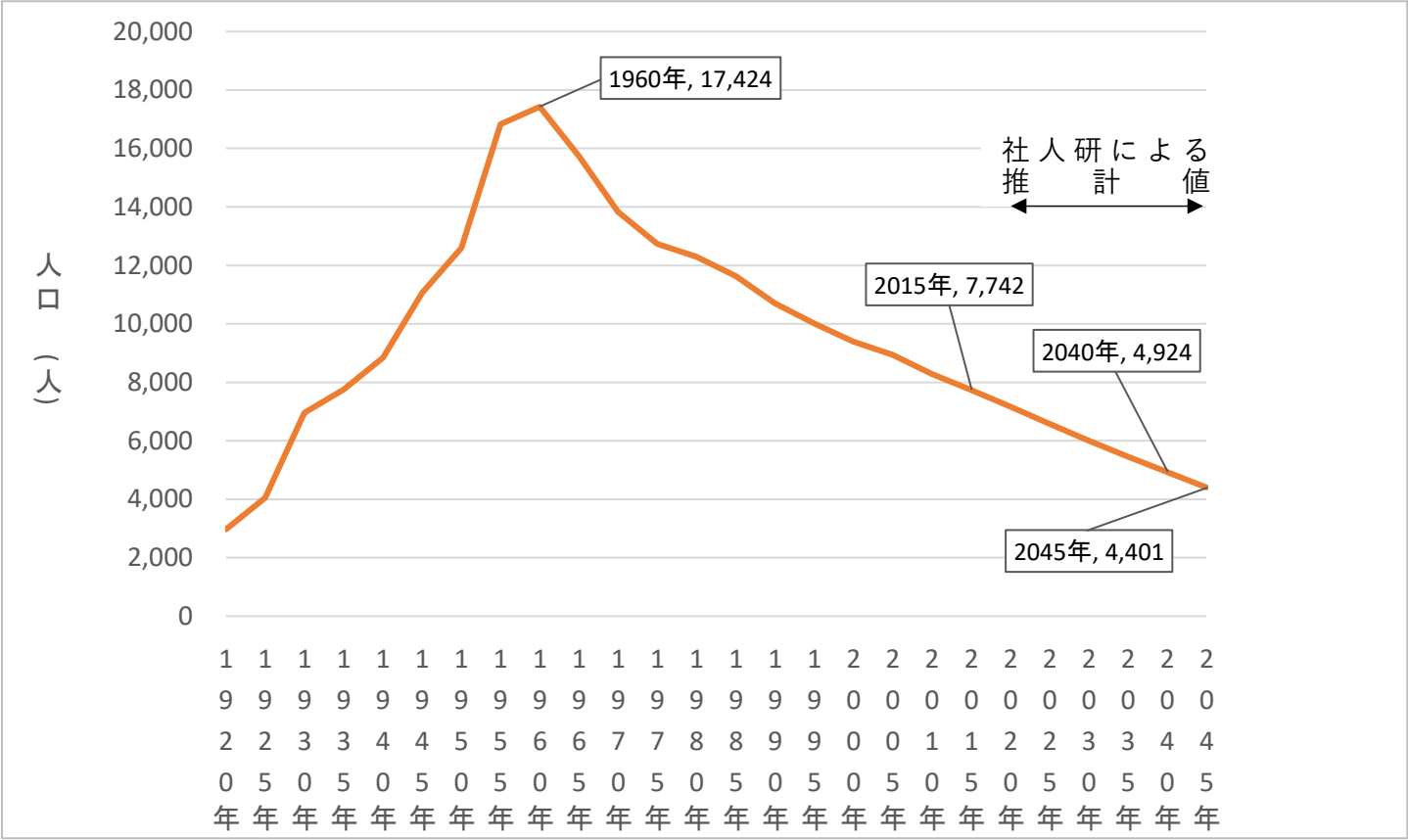
また、必要な行政サービスを安定的に提供でき、かつ災害などの突発時にも対応できる財政運営の状態を「財政運営のあるべき姿」とし、これを達成するために「標茶町行財政改革推進計画」を策定するものです。この計画は、「財政運営のあるべき姿」を達成するための目標、方針、財政指標、取組事項や実施内容、工程等を明らかにするものです。

第2章 財政状況等の分析

第1節 将来人口の見通し

標茶町の総人口については、2019 年（令和元年）の国立社会保障人口問題研究所（以下、「社人研」）の推計では、今後も減少が続き、2045 年（令和 27 年）には、約 4,400 人と 2015 年（平成 27 年）と比べて 43%減少するものと推計されています。

図表1 総人口の推計と将来推計



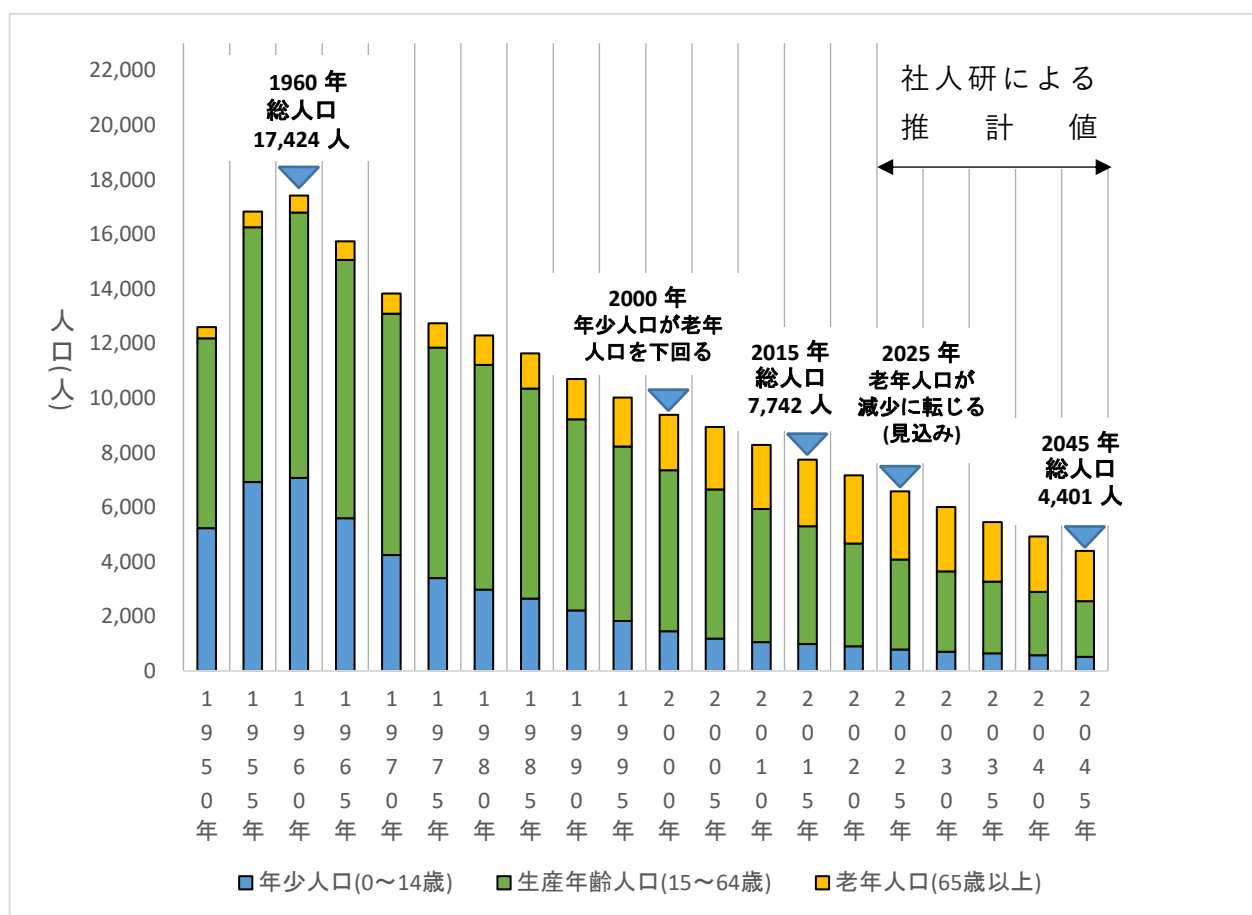
出典：2015 年までは、総務省「国勢調査」より作成、2020 年以降は、国立社会保障人口問題研究所推計値より作成

総人口が1960年（昭和35年）をピークに減少に転じると同時に、生産年齢人口及び年少人口も減少に転じ、現在も減少傾向にあります。年少人口については、2020年（令和2年）以降の社人研推計では低水準で緩やかな減少幅となっています。

一方、老年人口は、ピーク前後の生産年齢人口が順次老年期に移行することから、常に増加傾向にあり、2000年（平成12年）には年少人口に並びその後逆転しています。

しかし、その老年人口についても推計では、2025年（令和7年）をピークに減少に転じるとされ、さらに人口減少が加速するとされています。

図表2 年齢3区分別人口の推移



出典：2015年までは、総務省「国勢調査」より作成、2020年以降は、国立社会保障人口問題研究所推計値より作成

第2節 財政状況の分析

本計画の策定に基づく行財政改革の取組を進めるにあたり、財政指標や性質別経費などの数値を基に、本町の決算額の推移や類似団体（人口や産業構造などが類似している全国17の自治体）の平均との比較から見える、町の財政状況の特徴等について分析を行いました。

1 経常収支比率

本町の経常収支比率は平成28年度以降を見ると、平成29年度前年度より比率は下がったものの、おおむね上昇しており、令和4年度では91.7%と、財政構造が硬直化傾向となっています。令和5年度決算は91.8%となり、前年度と同水準となっております。

また、類似団体平均と比較してみると、令和2年度までは平均値と同等以下か、それを下回る数値で推移していましたが、令和3年度を境に平均を大きく上回る数値となっています。

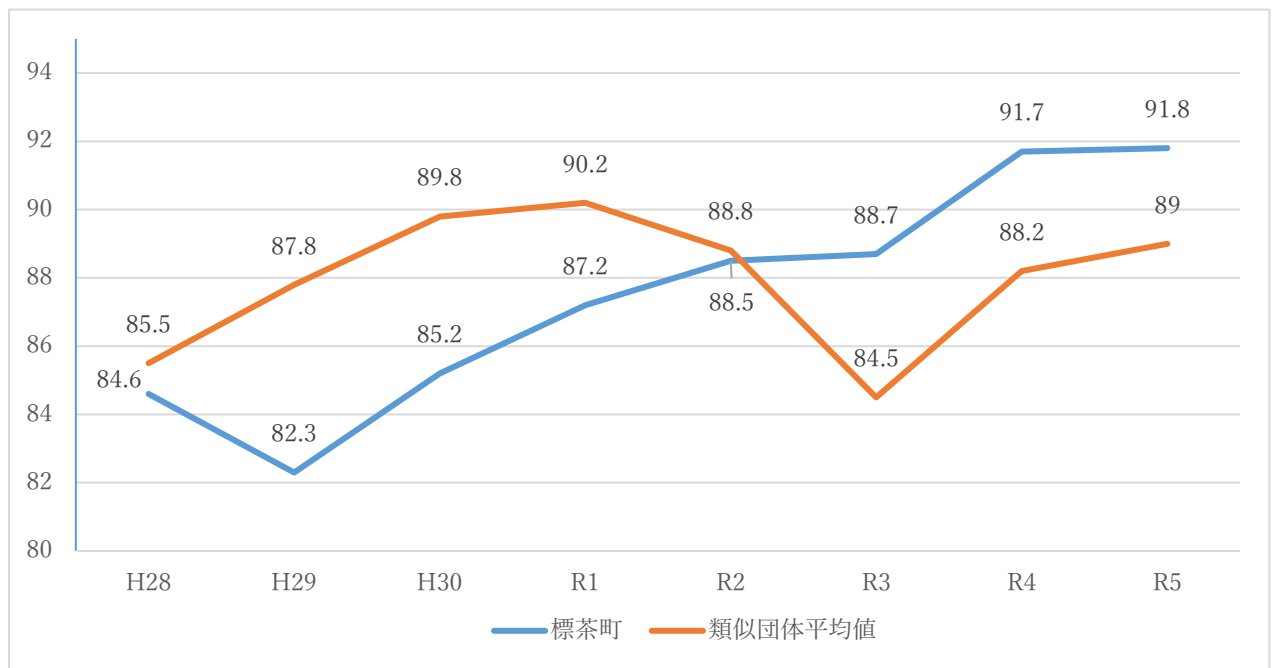
【用語解説：経常収支比率】

家計で、給料などの経常的な収入に対して、食費や家賃などの生活費や教育費などの経常的な支出の割合が大きくなると、突発的な事故などで急な出費が必要になったときに柔軟な対応ができなくなってしまいます。これと同様に、町の財政も突発的な支出に対応できる弾力性が備わっている必要があります。これを測定する指標が「経常収支比率」です。

経常収支比率は、人件費など経常的に支出する経費が、町税や普通交付税など経常的な収入に占める割合をいい、「財政構造の弾力性」の度合いを判断する指標の1つとして用いられています。この数値が100%に近づくと、経常的な支出が経常的な収入のほとんどを占めていることを意味しており、突発的な災害等に適切に対応する財政的余裕がない状態にあるといえます。

<経常収支比率の推移>

(単位：%)



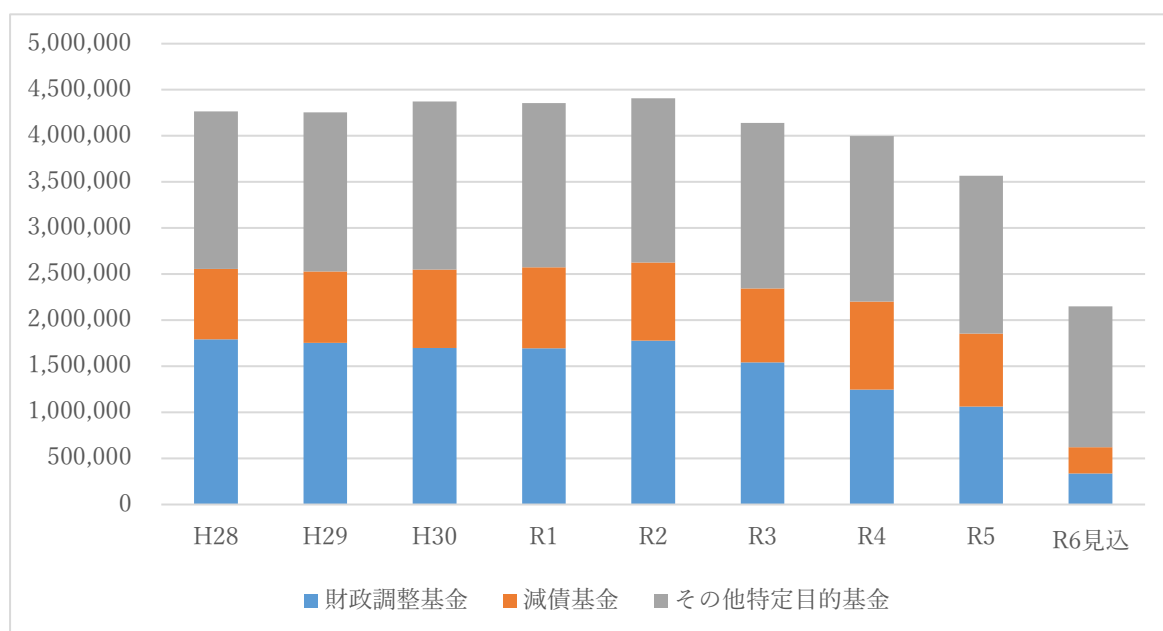
2 基金残高

本町の基金残高は令和2年度までは概ね増加にありましたが、それ以降は減少に転じています。特に財政調整基金は、令和3年度では前年比2.3億円の減、令和4年度では2.9億円の減、令和5年度では1.8億円の減と3年間で7億円減少しました。さらに令和6年度では大幅な減少が見込まれ、前年比で7.2億円の減額が見込まれています。合計でも令和3年度までは40億円を維持していましたが令和6年度見込みでは21億円までに減少することが見込まれています。

また、類似団体平均と比較してみると財政調整基金の残高は令和3年度までは本町が平均を上回っていましたが、令和4年度以降は下回っており、不測の事態に対応するためには、残高のさらなる確保が必要な状況です。

<本町の基金残高の推移>

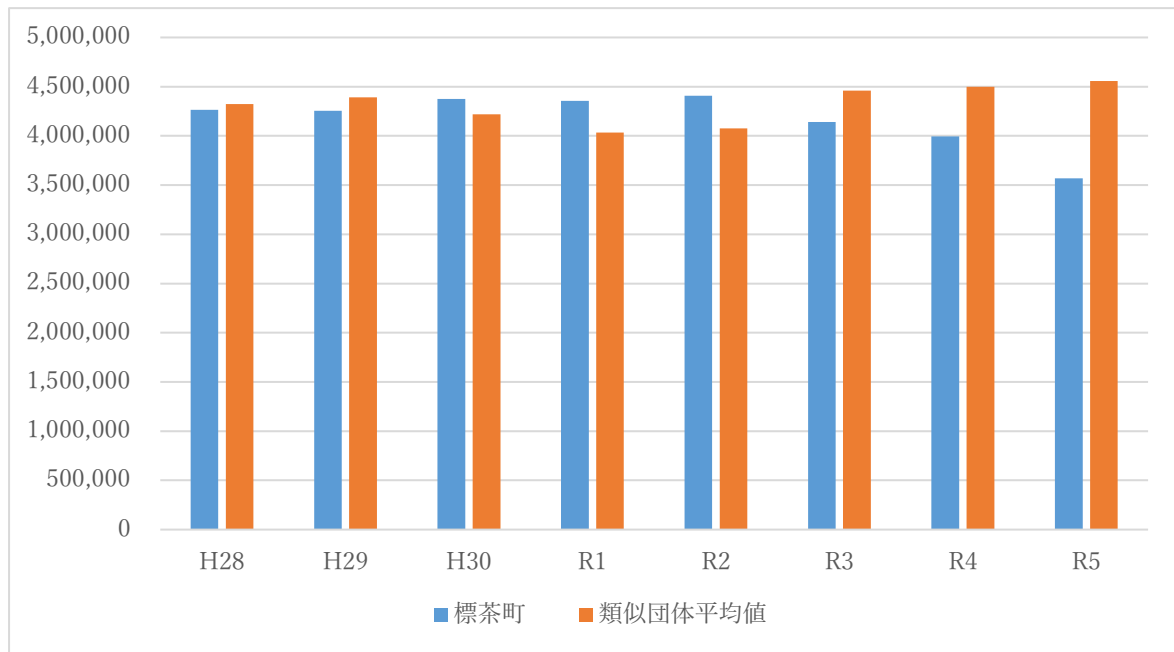
(単位：千円)



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6 見込
財 政 調 整 基 金	1,793,702	1,754,420	1,699,345	1,695,364	1,778,181	1,540,583	1,246,734	1,061,641	335,278
減 債 基 金	762,706	774,502	849,787	877,351	846,681	802,341	953,722	791,288	287,852
其他特定目的基金	1,707,258	1,726,808	1,825,340	1,781,892	1,782,986	1,798,594	1,795,713	1,715,397	1,527,404
合 計	4,263,666	4,255,730	4,374,472	4,354,607	4,407,848	4,141,518	3,996,169	3,568,326	2,150,534

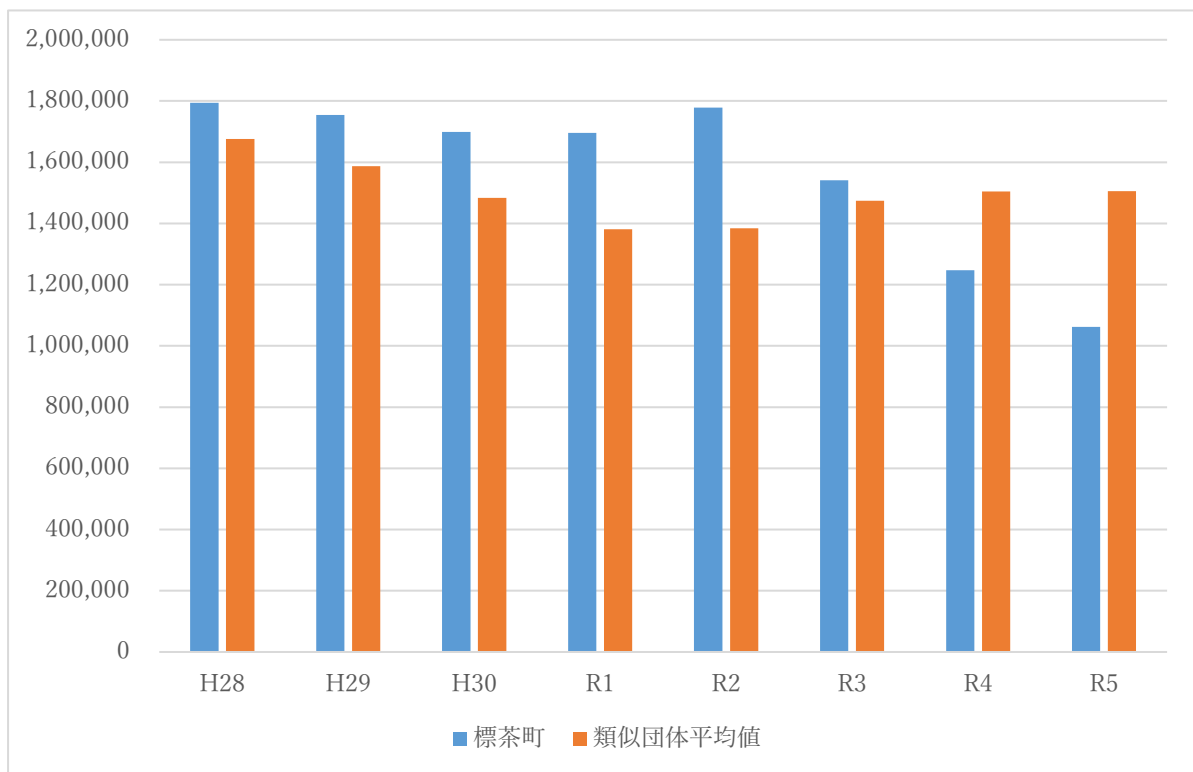
<類似団体との基金残高の比較>

(単位：千円)



<類似団体との財政調整基金残高の比較>

(単位：千円)

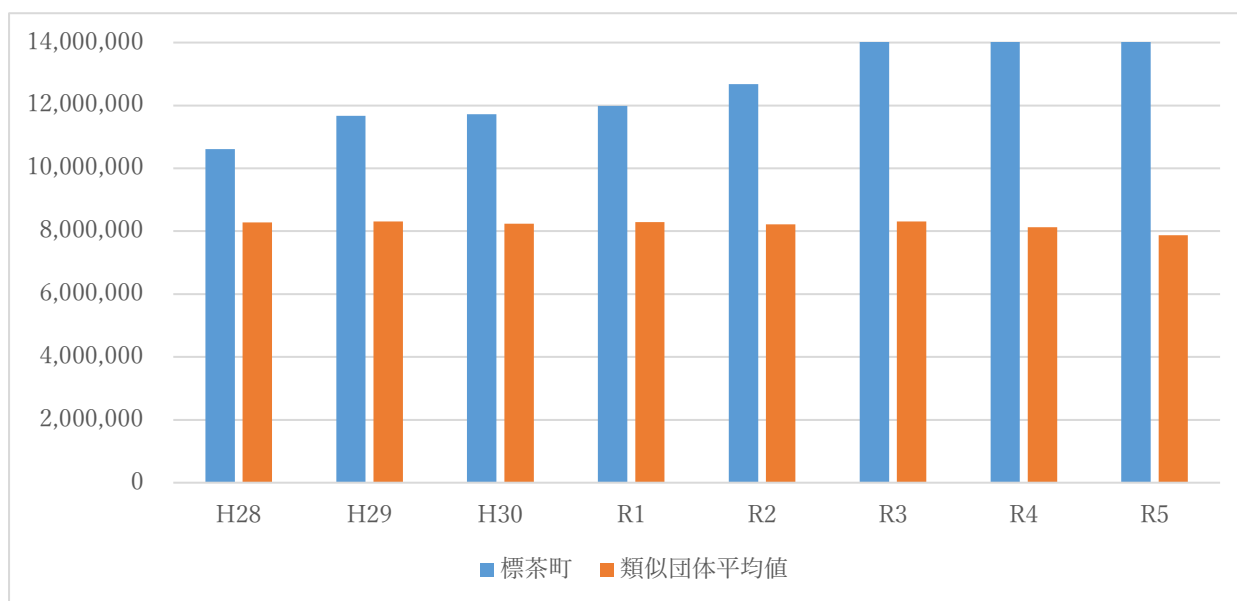


3 公債費残高

本町の公債費は、令和 5 年度で若干の減少となりましたが、平成 28 年度以降増加しています。類似団体との比較では、公債費残高はすべての年度において上回っており、令和 4 年度と 5 年度では、類似団体平均値の 1.7 倍を超える残高となっています。この公債費に依らない事業の実施や平準化を目指した財政運営が必要です。

<類似団体との公債費残高の比較>

(単位：千円)



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標茶町	10,611,662	11,674,284	11,719,682	11,985,627	12,675,753	14,094,060	14,288,611	14,053,862
類似団体平均値	8,279,292	8,313,922	8,239,456	8,292,945	8,221,861	8,308,604	8,125,159	7,875,334

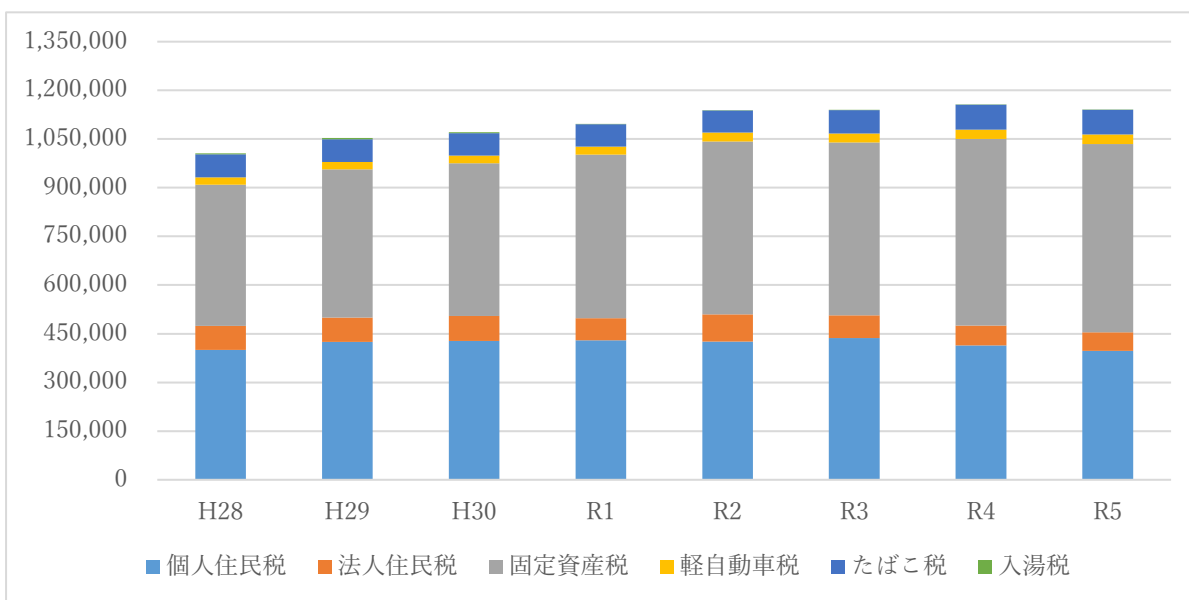
4 町税

歳入の根幹である町税は、景気変動や税制改正などの影響を受けて増減していますが、平成 28 年度以降ではこの 10 年間では概ね 10 億円から 11 億円前後で推移しています。

個人住民税は令和 3 年度までは緩やかな増加傾向となっていました但令和 4 年度以降は減少に転じています。法人住民税はその時々社会情勢を反映した企業業績の影響などによって変動が最も大きく表れる税目です。令和 3 年度以降減少しており、今後も税制改正などの影響を大きく受けるため、今後の見通しは不透明な状況です。固定資産税は、3 年に 1 度の評価替えを除けば、個人住民税や法人住民税に比べて景気の影響を受けにくい税目であり、平成 28 年度以降では増加傾向にあります但、景気の低迷による機械等への投資が減少傾向となれば減収となる可能性もあります。

<本町の町税の推移>

(単位：千円)



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
個人住民税	400,478	424,516	428,320	429,333	425,818	436,699	414,380	397,366
法人住民税	73,589	75,594	76,555	68,430	83,706	70,226	60,728	56,920
固定資産税	435,600	456,751	470,733	504,045	532,975	532,309	575,024	580,498
軽自動車税	22,182	22,612	23,604	24,646	27,115	27,541	28,387	29,541
たばこ税	70,735	69,952	68,784	69,568	68,381	71,916	77,027	75,367
入湯税	3,218	3,518	3,377	1,092	930	933	1,081	1,055
合 計	1,005,802	1,052,943	1,071,373	1,097,114	1,138,925	1,139,624	1,156,627	1,140,747

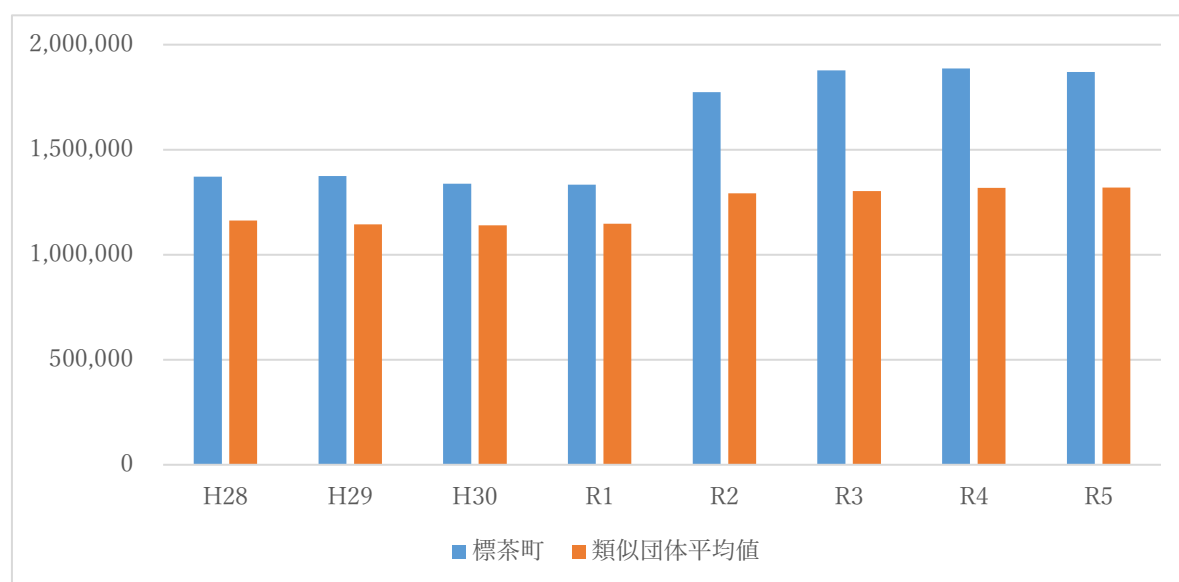
5 性質別経費

(人件費)

本町の人件費は令和 2 年度からの会計年度任用職員制度への移行もあり、令和 3 年度では前年度から 4.4 億円増加しています。人件費構成比率は類似団体の平均値を下回っていますが、令和 2 年度の会計年度任用職員制度への移行により制度導入前の臨時職員等の費用は物件費でしたが、制度移行後は人件費への算入となり、人件費構成比率が上昇しており、令和 5 年度は 15.0%を超えました。また、類似団体との比較では会計年度任用職員制度への移行前の令和元年度では平均より 1.9 億の増でしたが、令和 5 年度では 5.5 億円の増となっています。今後は、適正な人員配置が行われているかを検証するとともに、働き方改革に積極的に取り組み、事業の効率化による時間外手当の削減などを進めていく必要があります。

<人件費の推移>

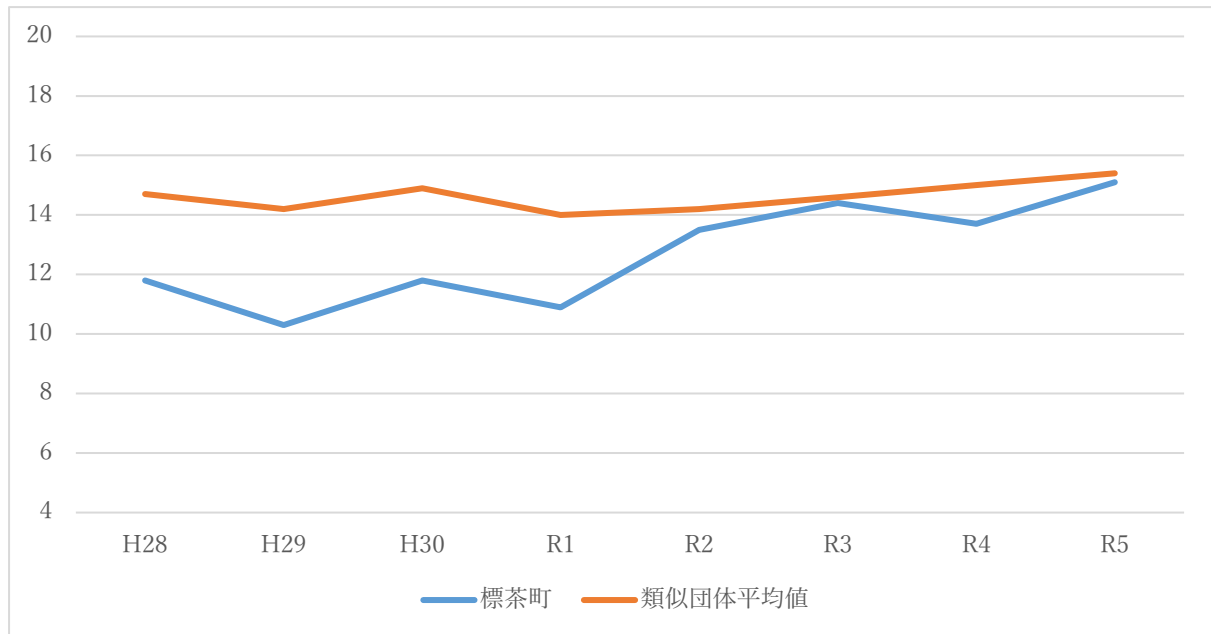
(単位：千円)



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標 茶 町	1,371,591	1,374,654	1,338,238	1,332,933	1,773,854	1,877,732	1,887,018	1,870,215
類似団体平均値	1,162,698	1,144,100	1,140,142	1,147,782	1,292,735	1,303,691	1,318,902	1,319,672

< 人件費構成比率の推移 >

(単位：％)



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標茶町	11.8	10.3	11.8	10.9	13.5	14.4	13.7	15.1
類似団体平均値	14.7	14.2	14.9	14.0	14.2	14.6	15.0	15.4

【用語解説：人件費構成比率】

一般会計の総額を分母として、職員人件費が総額を占める割合

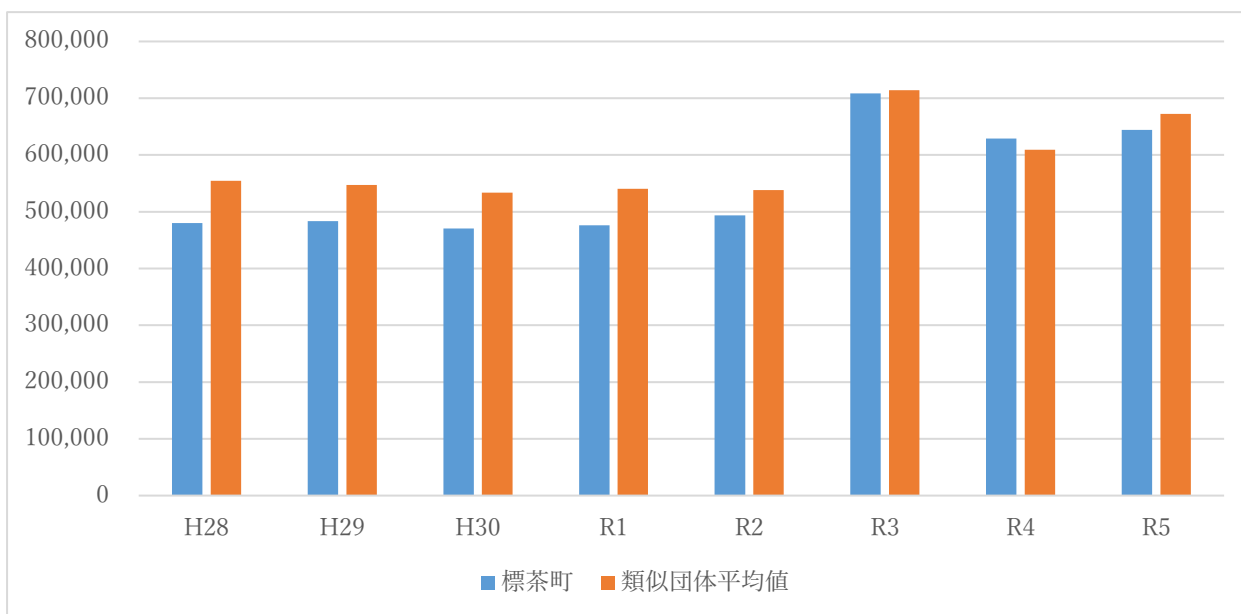
（扶助費）

扶助費は、平成 28 年度以降で高齢化の進展などによる社会保障関連経費（医療、介護などに要する経費）を中心に増加しています。決算額は平均を下回るか、ほぼ平均で推移しています。令和 3 年度でコロナ対応に係る費用などにより大幅に増加しています。

一方で、構成比率では、類似団体平均と比べて低い割合となっており、決算全体に占める影響は他自治体に比べて低いものとなっていますが、近年の急激な伸びにより、町の財政を圧迫する要因の一つとなる可能性もあります。

＜扶助費の推移＞

（単位：千円）



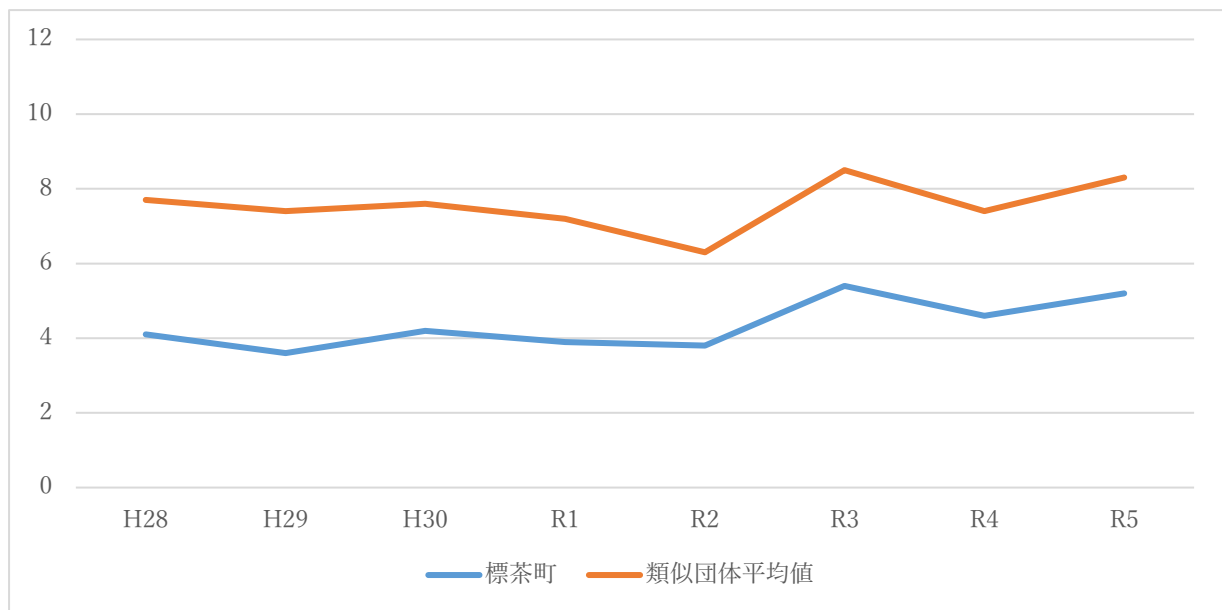
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標茶町	479,936	483,604	470,417	475,892	493,513	708,260	628,738	644,340
類似団体平均値	554,482	547,216	533,642	540,574	538,224	714,203	609,274	672,330

【用語解説：扶助費】

児童手当、生活保護、保育園等の運営、医療費の援助、要保護・準要保護就学援助など主に福祉や医療、教育に必要な費用のこと。子ども・子育て支援の取り組みを進めていく必要があることや、高齢化社会の進展などにより全国的に増加傾向になっている。

< 扶助費構成比率の推移 >

(単位：％)



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標茶町	4.1	3.6	4.2	3.9	3.8	5.4	4.6	5.2
類似団体平均値	7.7	7.4	7.6	7.2	6.3	8.5	7.4	8.3

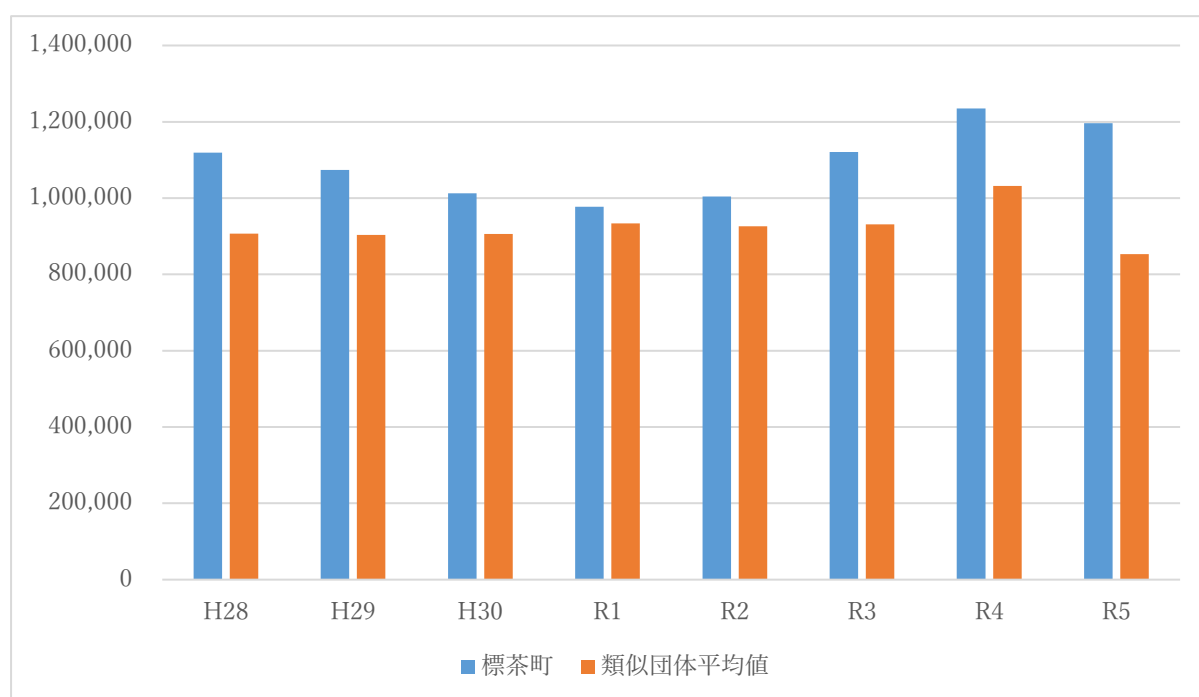
（公債費）

人件費、扶助費とともに義務的経費としての位置づけにある公債費は、建設事業等を世代間で負担するという側面を持つ一方、この割合が大きくなれば将来世代の負担を増やし、必要となる行政サービスの提供に支障をきたす可能性があります。

構成比率は類似団体平均より低いですが、公債費の増加は、近年の公共施設の老朽化対策など、投資的経費の増加に伴う町債の発行増加による影響が大きな要因で、これまで実施してきた投資的経費の増加により、今後も増加していくことが見込まれており、借り入れとともにバランスを見た財政運営が求められます。

＜公債費の推移＞

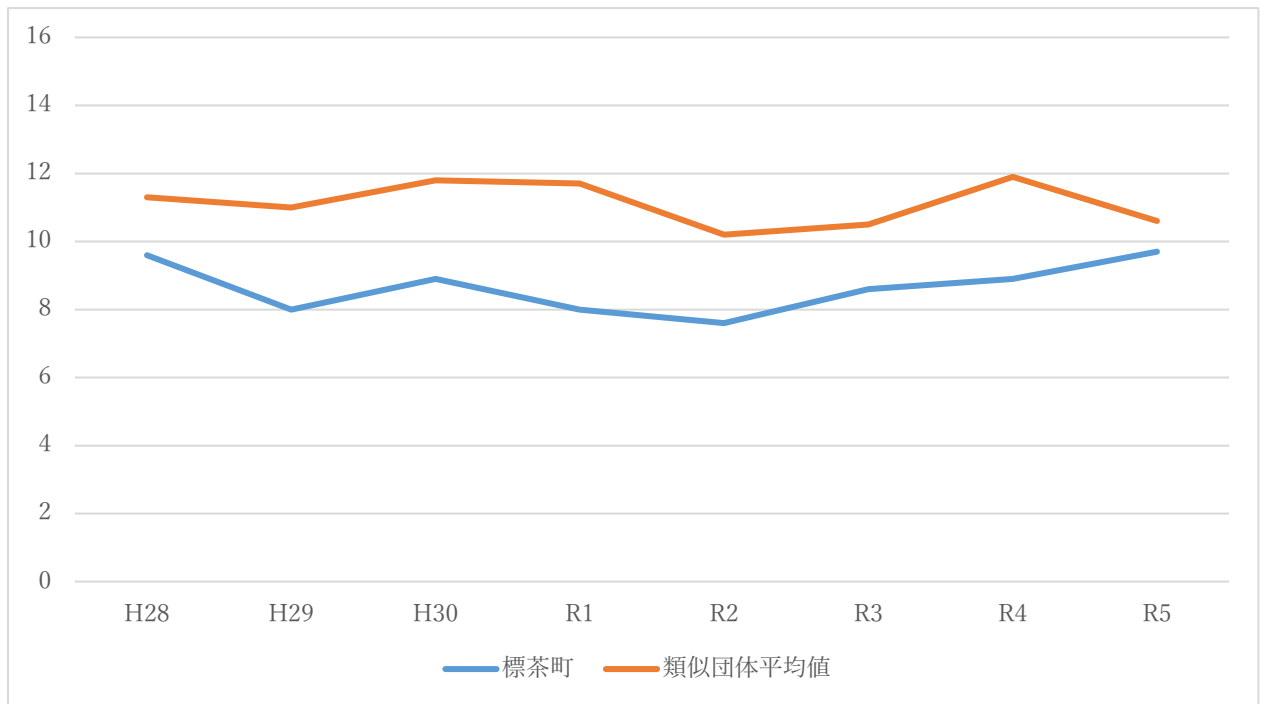
（単位：千円）



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標茶町	1,119,091	1,073,694	1,012,420	977,615	1,004,176	1,120,421	1,234,564	1,196,487
類似団体平均値	907,042	903,282	905,991	934,050	926,036	930,841	1,032,232	853,383

< 公債費構成比率の推移 >

(単位：％)



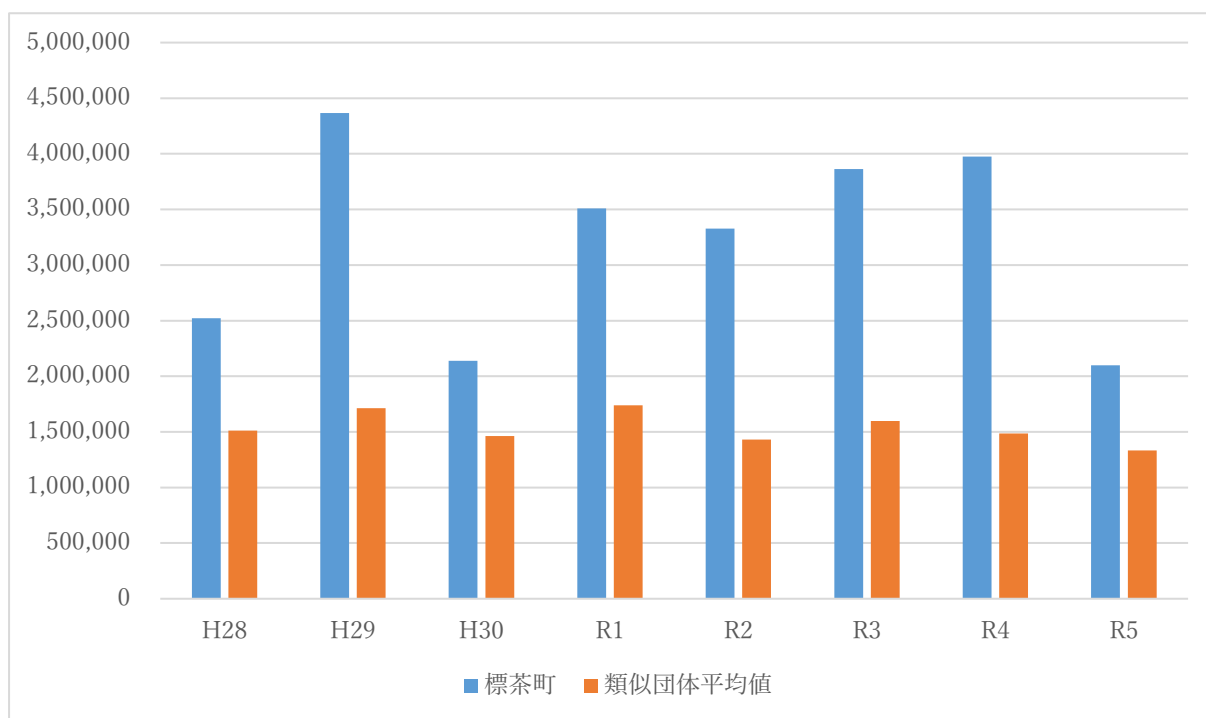
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標 茶 町	9.6	8.0	8.9	8.0	7.6	8.6	8.9	9.7
類似団体平均値	11.3	11	11.8	11.7	10.2	10.5	11.9	10.6

（投資的経費）

投資的経費とは、道路、橋りょう、公園、学校、町営住宅の建設など社会資本の整備などに要する経費です。近年は、クリーンセンター、標茶中学校、給食調理場、茅沼観光宿泊施設の建設工事など、大型工事が続いており、決算額、構成比率とも類似団体平均を大きく上回っている状況になります。建設事業については、特定の年度だけ財政状況が逼迫しないように事業費を平準化する必要があります。

＜投資的経費の推移＞

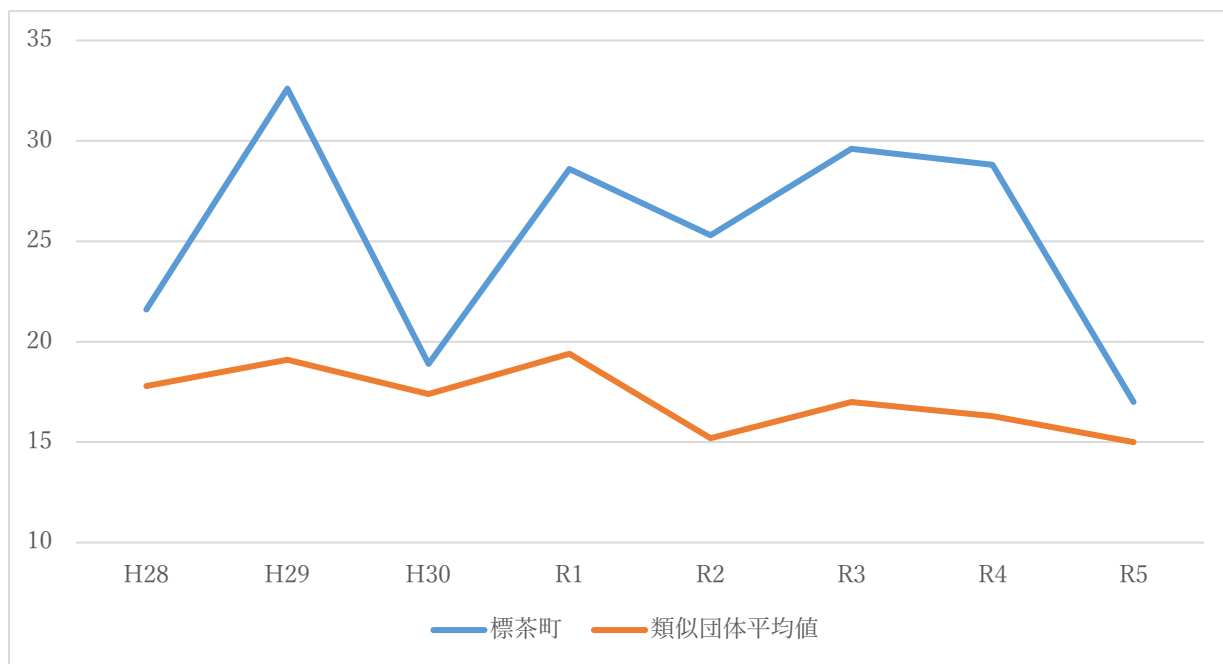
（単位：千円）



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標 茶 町	2,520,867	4,367,056	2,137,733	3,510,178	3,326,431	3,862,264	3,976,102	2,097,810
類似団体平均値	1,512,488	1,712,201	1,462,130	1,738,510	1,430,818	1,598,681	1,486,369	1,333,402

< 投資的経費構成比率の推移 >

(単位：％)



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標茶町	21.6	32.6	18.9	28.6	25.3	29.6	28.8	17.0
類似団体平均値	17.8	19.1	17.4	19.4	15.2	17.0	16.3	15.0

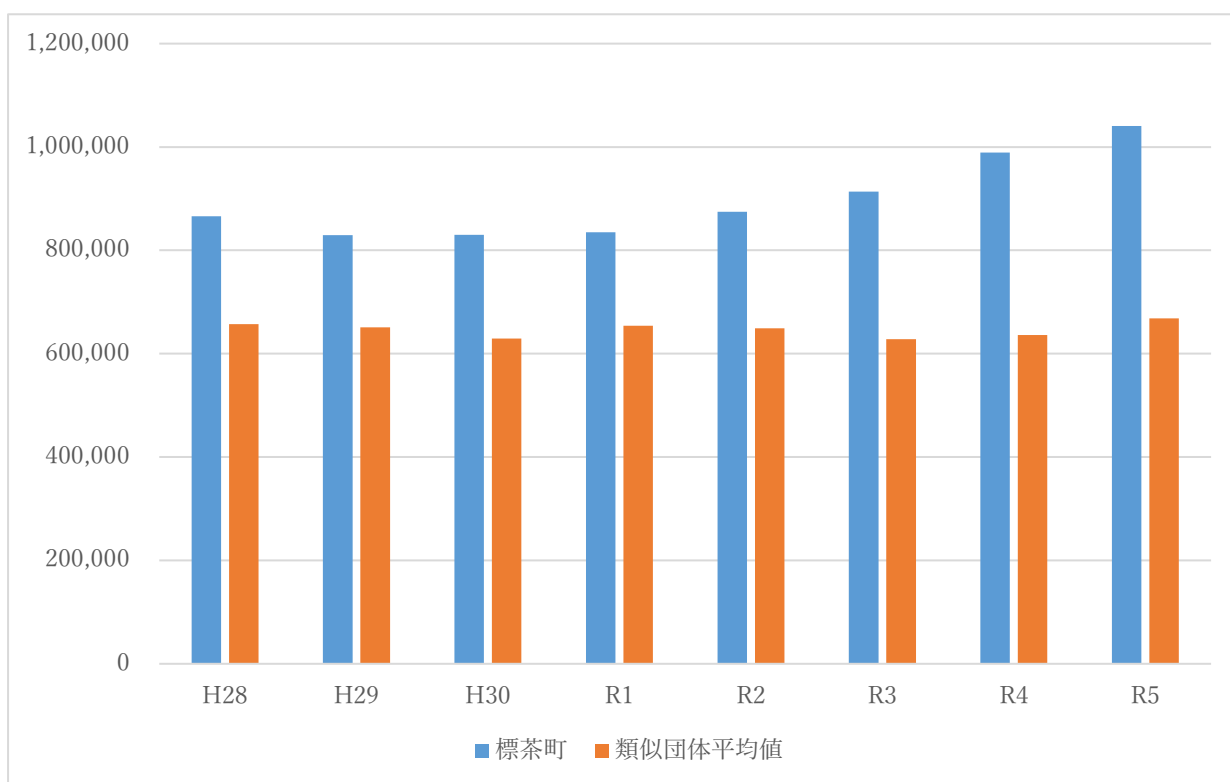
（繰出金）

当町においては、後期・国保・介護・下水・簡水の特別会計への繰出し金対象となっており、継続的な増加傾向にあり、類似団体平均値よりを大きく上回っています。

また、構成比率では、令和４年度までは平均値を下回っていましたが、令和５年度では人件費等の繰出金の増加などにより実額で１０億円を上回り、平均値も上回った結果となりました。各特別会計や企業会計についてもより効率的な事業運営のあり方について検討が必要です。

<繰出金の推移>

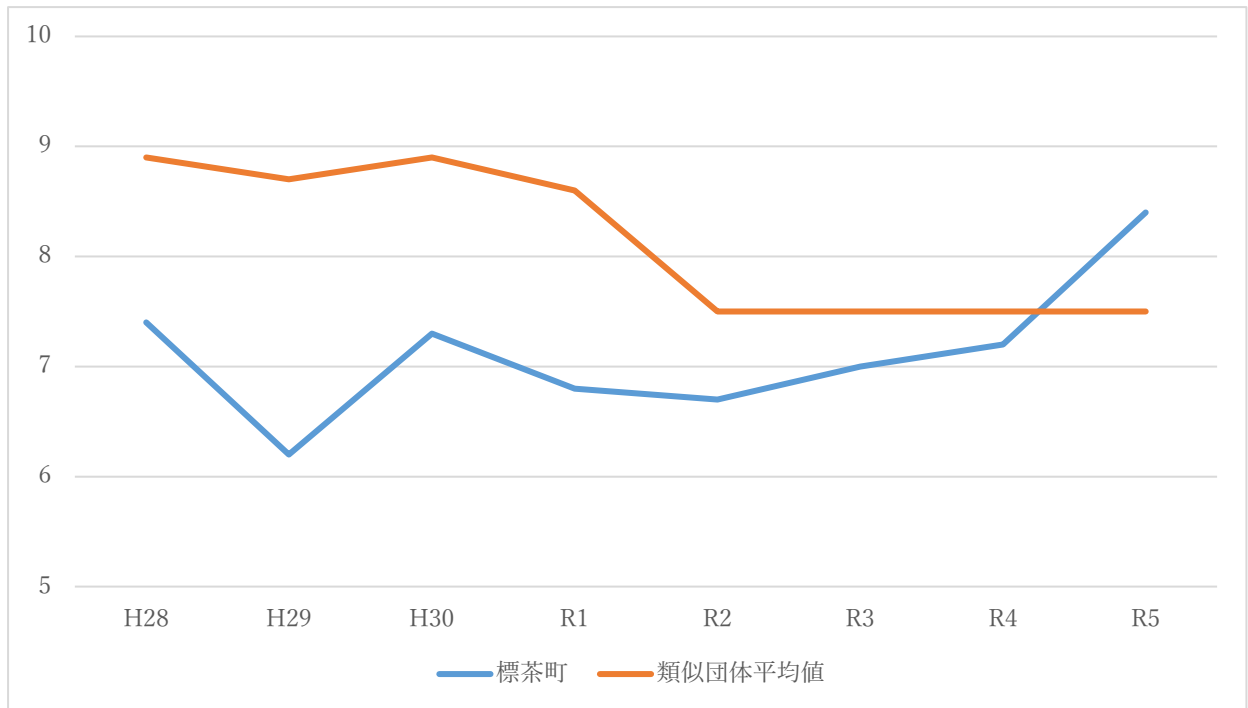
（単位：千円）



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標茶町	866,040	829,432	830,198	835,259	874,433	913,548	989,260	1,040,545
類似団体平均値	657,159	650,926	629,535	653,816	648,980	628,128	635,864	668,488

<繰出金構成比率の推移>

(単位：％)



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標茶町	7.4	6.2	7.3	6.8	6.7	7.0	7.2	8.4
類似団体平均値	8.9	8.7	8.9	8.6	7.5	7.5	7.5	7.5

6 公債費負担比率、実質公債費比率、将来負担比率

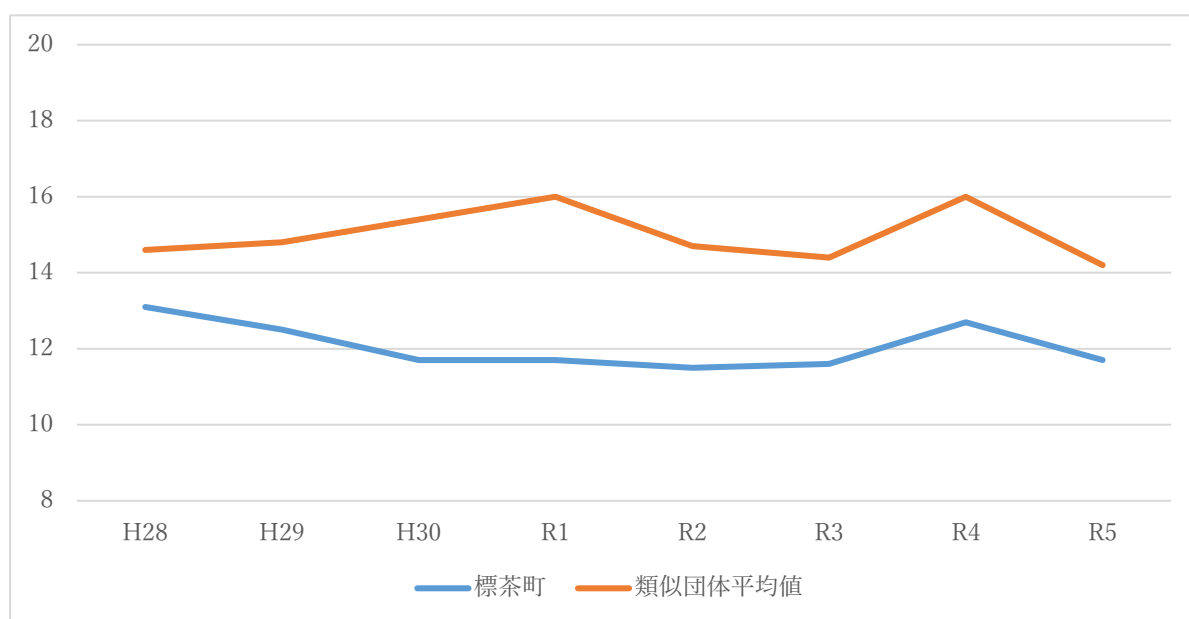
（公債費負担比率）

公債費負担比率とは、町債の返済（公債費）に対して、様々な経費に充てることができる町税等の一般財源がどの程度使われているかを示しているもので、財政構造の弾力性を判断するものです。一般的に 15%を超えると「警戒ライン」、20%を超えると「危険ライン」と言われており、当町においては平成 28 年度からでは 11～13%で、類似団体平均よりも低い水準を維持しています。

一方で、近年の公共施設の老朽化対策などに伴う町債の発行増により公債費が増加しており、これに比例して公債費負担比率も増加しています。この数値が大きくなると、将来世代への負担の先送りにつながるため、公債費と同様、借り入れと返済のバランスを見ながらの財政運営が求められます。

<公債費負担比率の推移>

（単位：％）



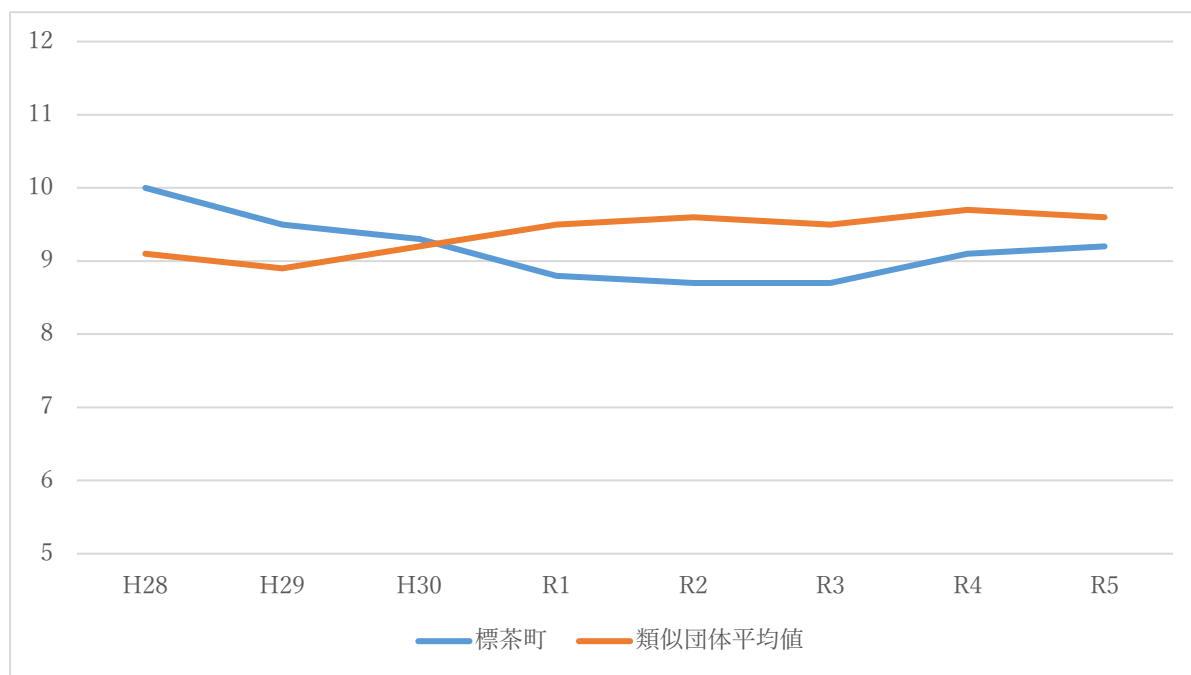
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標茶町	13.1	12.5	11.7	11.7	11.5	11.6	12.7	11.7
類似団体平均値	14.6	14.8	15.4	16	14.7	14.4	16.0	14.2

（実質公債費比率）

実質公債費比率とは、本町に標準的に入ってくる税金や地方交付税などのうち、何％が借金の返済に使われているかを示す値です。実質公債費比率が25％を超えると「財政健全化計画」を、35％を超えると「財政再生計画」をつくらなければ、起債ができません。本町ではいずれの年度も基準を大きく下回っております。

<実質公債費比率の推移>

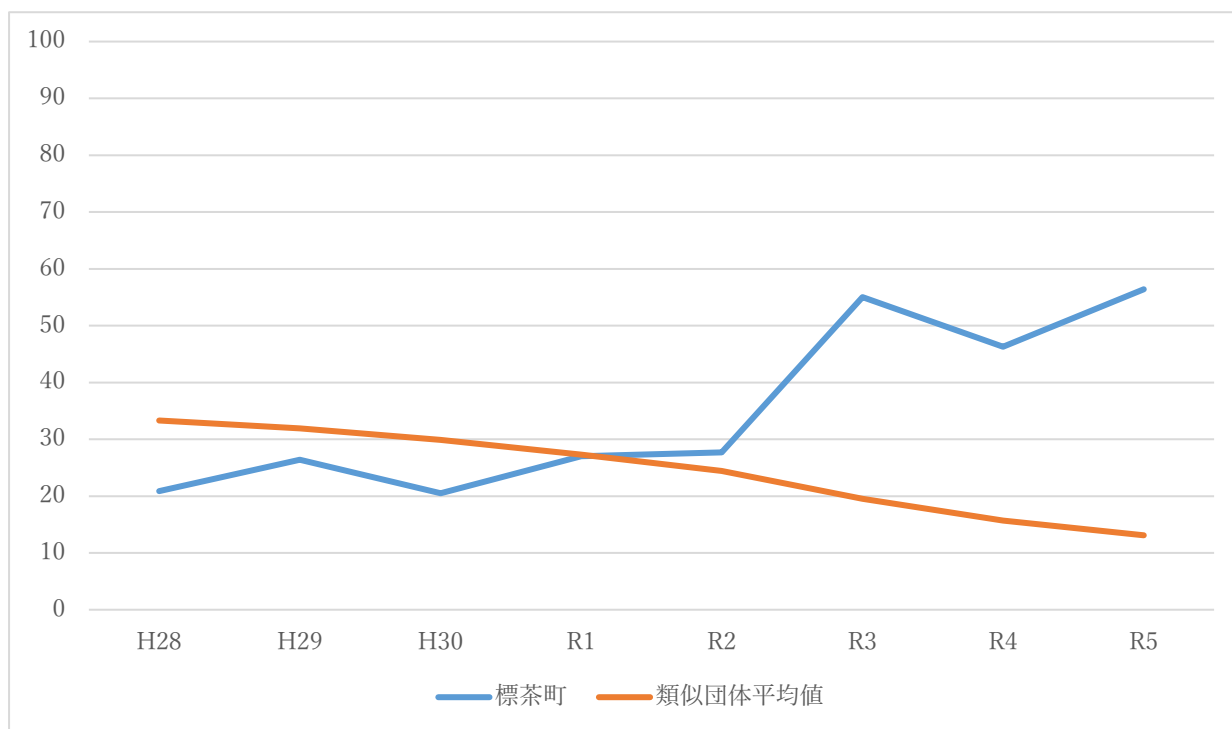
（単位：％）



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標茶町	10.0	9.5	9.3	8.8	8.7	8.7	9.1	9.2
類似団体平均値	9.1	8.9	9.2	9.5	9.6	9.5	9.7	9.6

(将来負担比率)

将来負担比率とは、将来負担する借入金の残高などの度合いを判断する指標で、将来負担する借入金の残高などから、標準的な収入に対して、どれくらいの割合であるかを示した数値です。この数値が小さいほど将来負担の度合いが少ないことを示しています。この指標が早期健全化基準の 350%を超えると財政健全化計画の策定が義務づけられますが本町は令和 5 年度で 56.4%となっており、基準以下となっています。



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標茶町	20.9	26.4	20.5	27.0	27.7	55.0	46.3	56.4
類似団体平均値	33.3	31.9	29.9	27.3	24.4	19.5	15.7	13.1

7 類似団体平均との比較

これまで本町の実態と、人口規模や面積、産業構造が似ている同規模の自治体、いわゆる類似団体との比較を行いました。

(類似団体の選び方)

総務省が使用している「市町村類型」(*)を用いることとし、全国の「市町村類型」が同じ自治体で、人口が±2,000 人の範囲にあるなどの自治体を抽出し、その平均としました。

(*) 市町村類型

市町村の詳細の計画を策定する際に、自らとその態様が類似している団体の財政の実態を把握し、身近な尺度をして利用することが有効となる。類似団体の設定は、容易かつ、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により下記のとおり設定している。

町村		Ⅱ次、Ⅲ次80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満	計
		Ⅲ次60%以上	Ⅲ次60%未満		
		2	1	0	
5,000 人 未 満	I	84 (94)	40 (45)	140 (151)	264 (290)
5,000 ～ 10,000 未 満	Ⅱ	76 (77)	74 (81)	78 (79)	228 (237)
10,000 ～ 15,000 未 満	Ⅲ	66 (68)	49 (55)	30 (32)	145 (155)
15,000 ～ 20,000 未 満	Ⅳ	58 (59)	31 (31)	14 (14)	103 (104)
20,000 人 以 上	V	99 (99)	37 (37)	4 (4)	140 (140)
計		383 (397)	231 (249)	266 (280)	880 (926)

【人口】国勢調査人口 令和2年

【産業構造】国勢調査 産業部門別就業者数÷総就業者数×100

○産業構造比率

Ⅰ次 1,220 人 33.1%

Ⅱ次 460 人 12.5%

Ⅲ次 2,003 人 54.4%

上記のことから標茶町は「Ⅱ－0」に分類される

(財政指標や基金・町債残高、性質別経費等との比較)

経常収支比率は、令和3年度以降、類似団体平均と比較して高い水準に位置していることが確認できました。一方、公債費残高は類似団体平均と比較し高い水準です。人件費・公債費・投資的経費・繰り出し金は類似団体平均と比較し高く、扶助費は類似団体平均であることがわかりました。

公債費負担比率については、平成 30 年度以降、類似団体と比較して概ね低い水準にあり、実質公債費率は令和元年度以降、類似団体と比較して概ね低い水準にあります。一方将来負担比率は令和 2 年度以降類似団体平均を上回っており、近年の公共施設の老朽化対策などに伴う町債の発行増により、今後、公債費が増加していくことが明らかであり、同指標も今後増加していくことが見込まれます。

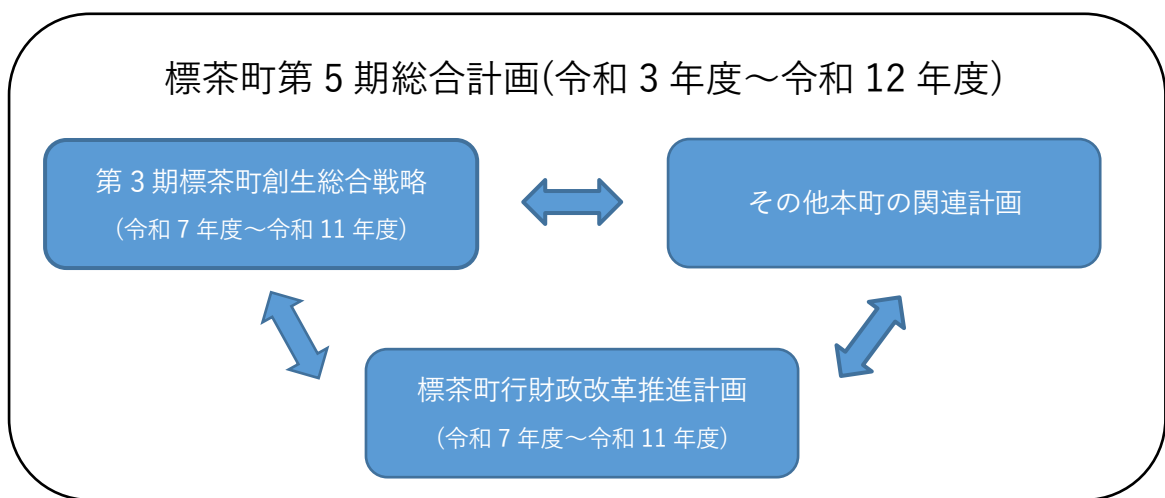
基金残高については令和 3 年度以降、類似団体平均と比較して低くなっています。将来的な公共施設の老朽化対策などを見据えその財源とするために計画的に積み立てる取り組みが必要です。また近年増加している町債の借入と同様、投資的経費の平準化によるバランスに注意する必要があります。財政調整基金は、類似団体との比較においても、低い水準であることが明らかになりました。災害や新たな感染症などへの対策に迅速に対応できるようにするためにも、財政調整基金の一定程度の確保が必要です。

全体的な傾向は上述のとおりですが、類似団体とはいえ、人口構成や、主力とする産業の状況、地勢的な状況等々、個別の状況によってこれまで各自治体が進めてきた施策の積み重ねもありますので、おのずと違いが生じる部分もあると考えられます。しかしながら、人口や産業構造が同規模の自治体であることから、行政需要や求められる施策の内容・規模などについて、重要な比較対象であると認識しており、今後、事業の見直しや新たな施策を検討する際には、個別の状況などにも留意しつつ、類似団体との比較検証を積極的に行なってまいります。

第3章 標茶町行財政改革推進計画の位置づけ

第1節 標茶町行財政改革推進計画の位置づけ

本町は最上位計画の標茶町第5期総合計画で掲げた将来の「しべちゃ」を実現するため、この総合計画に基づく第3期標茶町創生総合戦略、その他本町の関連計画の考え方と整合性を図ります。



第4章 行財政改革の目標・視点・基本方針・重点施策

第1節 行財政改革の目標

行財政改革は、必要な行政サービスを安定的に提供でき、かつ災害などの突発時にも対応できる財政運営を目指した取り組みを実施することとしますが、それは町政運営の手段であり、目標は標茶町第5期総合計画で定めたまちの将来像「みんないきいきみんなでつくる ～自然とともに生きるまち しべちゃ～」であり、この将来像を本計画の目標とします。

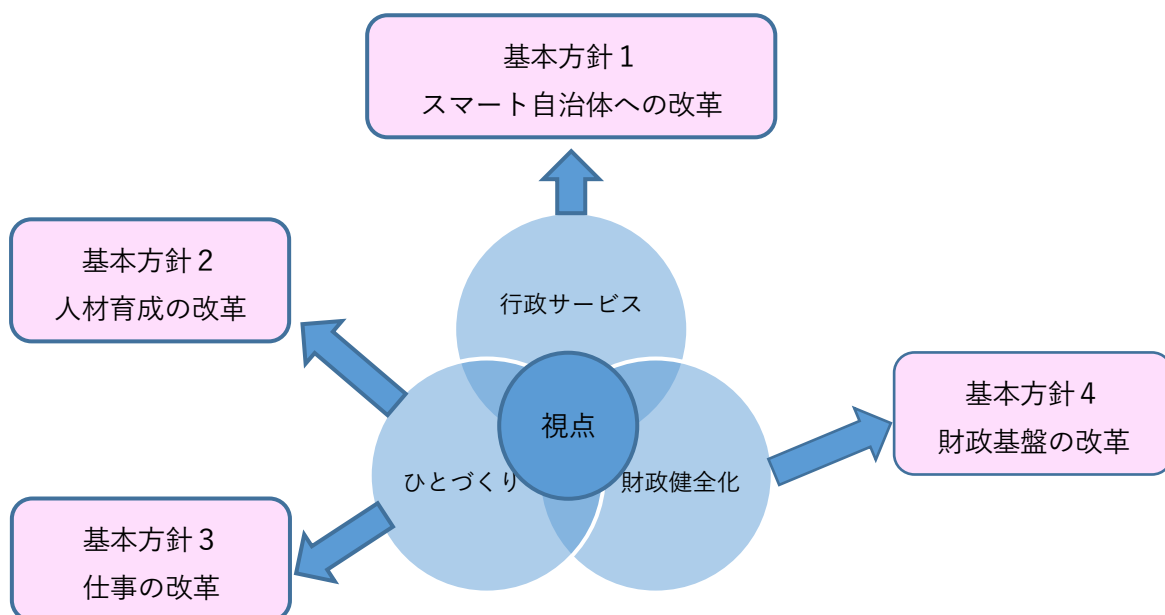
目 標

みんないきいき みんなでつくる
～自然とともに生きるまち しべちゃ～

また目指すべき目標を実現するために、行財政改革の柱を次のように視点・基本方針・重点施策と体系化し取り組むべき事項を確実に実行することで行財政改革の推進を図ります。

第2節 行財政改革の視点・基本方針・重点施策

持続可能な自治体を実現するため、大切にしなければならない町民目線の観点を前提とすることとし、激動する社会情勢や行政に求められるニーズの多様性などを鑑みて、行財政改革を構築することとします。そのため次の3つの視点に基づいた4つの基本方針それに基づく重点施策を体系化し集中的に推進します。



第3節 行政サービスの視点

現代の急速な社会情勢の変化やそれに付随する町民ニーズの多様化に対応すべく、行政サービスを効率化、最適化することを課題としています。主に、手続や業務の見直し、ICT活用などにより業務量やコストの削減を図り、質が高く町民に寄り添った行政サービスを継続的に提供できる体制を目指します。

基本方針1 スマート自治体への改革

マイナンバーカードの普及促進、手続や業務の見直し、ICT活用などにより業務量やコストの削減を図り、質が高く町民に寄り添った行政サービスを継続的に提供できる体制を目指します。

【重点施策と取組事項】

■行政手続のオンライン化

来庁が必要な部署での窓口相談や各種証明書等の交付、施設予約、その他の行政手続などが、時間や場所を選ばずに電子的な方法で手続等を完了させることのできるサービスの提供を検討します。また引き続き、押印や個人認証方法の見直しなど手続の簡素化やオンライン化の検討を行います。

- ・マイナンバーカードの普及
- ・マイナンバーカードの利用用途拡大
- ・コンビニ交付の利用促進や利用用途の拡大の検討

■窓口業務の最適化

窓口での手続の効率化、各種払込等のキャッシュレス化を図るなど質の高いきめ細やかなサービスを提供します。

- ・行政手続きの押印等の見直し
- ・窓口業務の効率化
- ・各種払込等のキャッシュレス化

第4節 ひとつづくりの視点

新たな時代においても地域社会全体を支えていくのは、自治体職員を含めた地域の人々です。まずは、職員個々の意識改革から着手することとし安定的かつ発展的な行政運営を継続していくための「担い手」を育成して人材を確保する必要があります。また深刻化する人手不足・労働力不足への対応として、仕事そのものの見直しを図り、人を代替するICTの活用などによって、時間外勤務をはじめとした総労働時間の縮減や効率化によって、人的資源を効果的に再配分し、行政サービスの向上と働き方改革、更には魅力ある職場づくりの実現を図ります。

基本方針2 人材育成の改革

行政運営に直接携わる職員の意識改革に取り組み、変化の時代を踏まえた人材の育成を図ります。さらに、行政課題に対して迅速かつ柔軟に対応するため、組織機構を見直し、分担と協調により組織力を向上させます。

【重点施策と取組事項】

■職員の人材育成

職員一人一人が当事者意識を強く持ち、自ら率先して意識改革に取り組み、高度な能力と資質を兼ね備えた人材を育成するため、人事評価制度や職員研修の見直し推進を図ります。

- ・職員の意識改革と育成

■組織力の向上

変化に対応し得るスピードと柔軟性のある組織運営へと変革するため、チャレンジ気風の醸成と組織風土の抜本的見直しを実施します。また、ワーキングチームやプロジェクトチームなどによる組織の横断的な連携の深化や、組織間の役割分担を明確化することで円滑な事業推進を可能とする組織の連携力の強化を図ります。

- ・組織力の強化と連携を図る機構の見直し

基本方針3 仕事の改革

デジタル技術を積極的に導入し、ICT化の普及促進に取り組みます。また、紙ベースで行われている業務の効率化を図るため、全庁的にペーパーレス化と保有情報のデータ化を図ります。この結果、事務の効率化や代替によって全体の業務量の縮減を図るとともに、計画的な職員の定員管理と適正配置、会計年度任用職員の配置と全体管理の仕組みを検討することにより、人的資源の有効活用や働き方改革の実現を目指します。

【重点施策と取組事項】

■ペーパーレス化

紙を使用している既存の業務における非効率性等を改善するため、あらゆる業務において可能なものはペーパーレス化を図ります。また、紙媒体でのみ保管されている文書等をデータ化し、データの有効活用や保管経費等の削減を図ります。

- ・ペーパーレス化の推進

■人的資源の有効活用

デジタル技術の活用によって生じた余剰な人的資源を行政サービス向上のための重点事業へ再配分するなど、多様化する課題の解決や提供するサービスの質の向上を図ります。また計画的な職員の定員管理と適正配置、会計年度任用職員の配置と全体管理の仕組みを検討します。

- ・計画的な職員の定員管理と適正配置
- ・会計年度任用職員の配置と全体管理の仕組みづくり

■働き方改革の実現

生産性の向上による総労働時間（時間外勤務を含む）の縮減や再配分、育児参加などのワーク・ライフ・バランスの推進などの働き方改革を実現します。

- ・時間外勤務を含む総労働時間の縮減

第5節 財政健全化の視点

確実に人口減少や少子高齢化が加速化することが予測されている中では、財政基盤の脆弱化は避けられない課題であることから健全な財政運営を維持するための方策が必要となります。そのため人材や予算財源、財産（町有財産や物品）、保有する情報資産など行政運営に必要な資源を有効に利用、配分して活用していくため計画的な行政運営を実施します。

基本方針4 財政基盤の改革

【財政運営のあるべき姿と目標】

本計画では、持続可能な財政運営が可能となる状態（必要な行政サービスを安定的に提供でき、かつ、災害などの突発時にも対応できる財政運営の状態）を「財政運営のあるべき姿」として掲げ、現状や問題の洗い出しとともに、「財政運営のあるべき姿」を達成するための数値目標を設定しました。

財政運営のあるべき姿

- ① 災害や感染症など予期せぬ事態に柔軟に対応できる財政運営
- ② 新たな行政需要への対応ができる財政運営
- ③ 将来世代への責任を果たす（負担を持ち越さない）財政運営
- ④ 事業運営手法の見直しによる適正な財政運営

あるべき姿① 災害や感染症などの予期せぬ事態に柔軟に対応できる財政運営

目 標	財政調整基金の残高を 6.2 億円確保する
-----	-----------------------

現 状	財政調整基金の残高は約 0.66 億円（令和 7 年度当初予算編成時の令和 7 年度末見込み）
-----	---

財政調整基金とは、経済の悪化等による大幅な税収減や災害等の発生、感染症対策などの不測の事態における財源不足に対して対応することができる基金です。しかしながら、現在は残高が少なく、これら不測の事態に迅速に対応するためにも、一定程度の残高を確保することが重要です。

<目標設定の考え方>

一般的に標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）の 10%程度の積立額が必要だと言われており、他自治体が設定している数値目標等を踏まえ、当町の令和 5 年度決算の標準財政規模（約 62 億円）を基準に、その 10%である約 6.2 億円を数値目標に設定しました。

あるべき姿② 新たな行政需要への対応できる財政運営

目 標	経常収支比率が、87.5%以下を維持している（臨時財政対策債を除いた額）
-----	--------------------------------------

現 状	経常収支比率は、91.8%である（令和 5 年度決算）
-----	-----------------------------

経常収支比率とは、人件費や公債費などの経常的に支出される経費に、町税や地方交付税

などの経常的な収入が、どの程度費やされているかを示したものです。この数値が低いほど、新たな行政需要への対応などに使えるお金が増えることになり、様々な行政サービスの提供が可能になります。

<目標設定の考え方>

近年の町税等をはじめとする歳入予算の一般財源の増額に比べ、社会保障関連経費をはじめとした歳出予算の扶助費の伸びが大きいことなどを受け、他自治体の平均も右肩上がりが続けておりますが、本町の平成 28 年度～令和 5 年度の平均値を基準とし、87.5%以下の維持を目標数値に設定しました。

あるべき姿③ 将来世代への責任を果たす（負担を持ち越さない）財政運営	
目 標	公債費負担比率が 10%未満で、かつプライマリーバランス（※）が黒字
現 状	公債費負担比率が 11.7%(令和 5 年度)で、プライマリーバランスは黒字である

プライマリーバランスとは、歳入のうち町債による収入（借金）を除いたものから、歳出のうち、過去に発行した町債の償還と利子を除いたものを比較した場合の収支バランスを示します。プライマリーバランスが赤字の場合、公債費を除く歳出予算に対して、新たに借入を行わなければ賄えないことになります。

	歳入			歳出		
	計	町債収入	差し引き	計	町債 + 利子	差し引き
H28	11,813,564	1,135,631	10,677,933	11,656,418	1,119,091	10,537,327
H29	13,556,010	2,049,300	11,506,710	13,384,965	1,073,694	12,311,271
H30	11,450,061	982,841	10,467,220	11,318,675	1,012,420	10,306,255
R 1	12,425,840	1,180,134	11,245,706	12,270,662	977,615	11,293,047
R 2	13,321,970	1,639,628	11,682,342	13,145,241	1,004,176	12,141,065
R 3	13,946,942	2,492,504	11,454,438	13,065,337	1,120,421	11,944,916
R 4	13,959,993	1,383,203	12,576,790	13,813,037	1,234,564	12,578,473
R 5	12,563,039	915,052	11,647,987	12,372,256	1,196,487	11,175,769

本町では、平成 29 年度と令和 1 年度から令和 4 年度までプライマリーバランスが赤字となっていました。令和 5 年度では赤字解消しています。公債費は、借入によって整備した公共施設等の住民負担を、世代間で公平に分担するための役割を担っています。一方で、公債費は義務的経費に位置付けられており、負担が大きくなれば、その分、行政サービスの提供に支障をきたすおそれがあるため、償還と借入のバランスを見た財政運営が求められます。

<目標設定の考え方>

公債費負担比率は、類似団体平均を下回るとともに、「警戒ライン」とされている 15%も下回っています。しかしながら、公債費は近年の公共施設の老朽化対策などへの対応に伴い、増加しています。当町では、借入にあたり、据置期間（借入による建設事業等の供用が開始され、収入が入るまでの間は元金返済を猶予する仕組み）を設定しており、今後はこの据置期間が終了し、元金の償還が始まるため、さらなる公債費の増加が見込まれています。これを受け、過去 10 年間（平成 28 年度～令和元年度）の平均値を基準とし、10%未満の維持を目標数値に設定しました。

また、プライマリーバランスが赤字の場合、町債残高は増加を続けるとともに、将来世代への負担の付け替えにつながります。将来世代へ負担を持ち越さず、持続可能な財政運営を行っていくため、プライマリーバランスの黒字化を目標に設定しました。

あるべき姿④ 事業運営手法の見直しによる適正な財政運営	
目 標	人件費構成比率が 11.0%未満
現 状	令和 5 年度決算における人件費構成比率は 15.1%

令和 5 年度決算における人件費構成比率は、類似団体平均と比較してほぼ同程度となっていますが、令和 2 年度より会計年度任用職員制度が開始されたことによる影響などから、令和 5 年度と令和元年度を比較すると 5.4 億円の増加となっています。義務的経費となる人件費の増加は、必要となる行政サービスの提供ができなくなる可能性につながるため、事業の廃止や統合など事業のあり方について検討を行うとともに、業務の効率性を上げるための施策を進めていく必要があります。

<目標設定（変更）の考え方>

令和 2 年度より会計年度任用職員制度が開始されたことによる影響などから本町の人件費構成比率はおおむね増加傾向にあり、令和 5 年度決算では 15.1%となっています。事業に対して適正な人員配置ができているかを検証し、人件費削減に努めていく必要があります。会計年度任用職員制度が開始される前年の令和元年度と同水準を目標としました。

【重点施策と取組事項】

■基金・町債に頼った予算編成からの脱却

- ・適切な予算フレームに基づく予算編成

今後の財政収支見通しなどから想定される歳入予算を基にした課単位での枠配当方式の導入を検討します。

■歳入確保・歳出抑制

・使用料・手数料等の見直し

受益者負担の原則を踏まえ、「(仮称)使用料・手数料等の見直し基準」による定期的な料金改定の検討を行います。

・税外収入金対策

標茶町税外諸収入金収納対策委員会における税外諸収入金の債権管理や滞納対策に取り組めます。

・事業予算の見直し

標茶町事業評価に基づき、事業の廃止や縮減、行政サービスのあり方や適正性を見直しや効率化を進めます。

・経常予算の見直し

経常予算は前年踏襲を排除するなど徹底した経費節減に努めます。

・庁内物品等の一括管理

庁舎内各課で保管している物品の一括管理を検討します。

・大型の投資的経費の平準化

特定の期間に財政負担の増大が偏らないよう、中・長期的な大型の公共施設等の建設事業の平準化を徹底してきます。本町は他の自治体と比較して投資的経費の水準が高く、公債費の金額が大きいことが分かります。公債費の増加は後年度への負担が増すことにつながるため、具体的に年度ごとの上限額を定めた予算措置に努めます。

・特別会計・企業会計への支出の見直し

一般会計からの繰出基準外に頼らない財政運営の徹底を行うとともに、繰出基準内の繰り出しであっても縮減に努めます。

・町立病院のあり方の検討

町民のニーズを踏まえ、人口規模等を勘案したサービスについて検討を行うなど、将来の病院のあり方を検討します。

・やすらぎ園・デイサービス・駒ヶ丘荘のあり方の検討

地域の高齢者福祉のニーズに合わせた柔軟で効率的なサービスの提供、持続可能な運営体制の確立、民間との連携強化を図り、地域に密着した質の高いケアを提供し、地域社会全体で高齢者を支える仕組みづくりを作り上げられるよう検討します。

・育成牧場のあり方の検討

地域密着型で持続可能な運営を目指し、基幹産業の一翼を担い民間事業者との連携によりその使命が果たせられるよう効率的な運営を検討します。

・補助金等の適正化

補助金の見直し基準を作成し、自主的・定期的な見直しの徹底を図るとともに、団体補

助のあり方等について検討を行っていきます。

- ・ 公共施設や町有財産の適正化、効率化

標茶町公共施設等総合管理計画に基づき個別施設の具体的な対応方針を定め、施設の統合・集約を進めるとともに、機能の再編・複合化、長寿命化、維持管理の見直しなどを実行します。建物だけではなく、公園や構築物（明渠排水路など）、町有林などの保有財産すべてを対象とします。

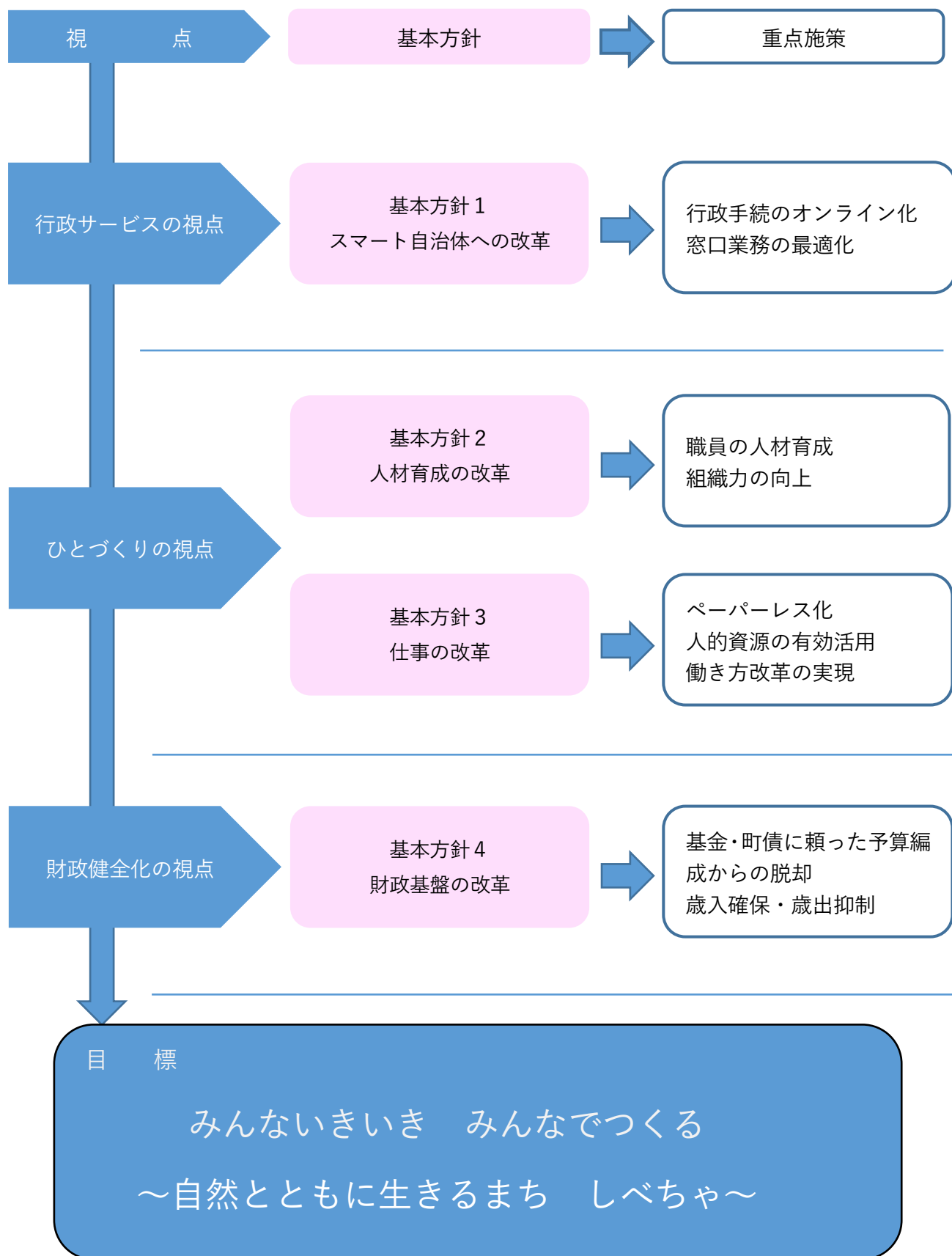
また保有財産の転用による有効活用など空き地や遊休施設の売却や貸付を行います。

町営バス・スクールバス・給食配送などの運送業務について効率化かつ利便性の高い運行形態についての検討を図り運行経費の削減や車両規模、台数の削減の検討を行います。

- ・ 積極的な財産処分

インターネットオークションによる町有財産の売却や不用物品等の売却など積極的な財産処分を進めます。

第5章 行財政改革の視点・基本方針・重点施策の体系と目標



第6章 行財政改革の推進手法

第1節 計画推進期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。ただし、5年間の成果のみを追うのではなく、令和12年度以降も含めた長期的な視点に立ち、財政再建・行財政改革としての成果が得られるよう取り組みます。

第2節 推進体制等

1 推進体制

本計画は、標茶町行政改革推進本部設置要綱（令和6年標茶町訓令第50号）に基づき、町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長とする標茶町行財政改革推進本部のもと、各部署が実行し、全庁的に取組を進めます。

2 進捗管理

(1) 個別シートによる管理

本計画では、取組事項を着実に進めるため取組事項ごとに個別シートを作成し、年度ごとの実施内容・目標を整理します。毎年度、前年の取組実績をこの個別シートに追記・整理していきます。毎年度進捗状況を確認した上で、必要に応じて取組内容や工程を見直します。計画機能と進捗管理機能を併せ持つこの個票を用いてPDCAサイクルを回します。国からの行政サービス改革等に関する通知等も参考にし、また、町として新たに取り組むべき項目が発生した場合、新規取組事項の追加も含め、適宜修正するものとします。

(2) 会議体における進捗管理

毎年度、標茶町行財政改革推進本部において、前年度の進捗を反映した個票を基に、必要に応じてヒアリングの実施を含めた進捗管理を行います。また、計画全体の進捗管理も行います。それらの意見・検討を踏まえ、次年度の計画内容を策定します。

3 公表

毎年度、前年度の進捗状況の報告と、次年度の計画内容を公表します。

第7章 具体的な取組事項と個別シート

視点	基本方針	重点施策	整理No.	取組事項	担当部署
行政サービスの視点	基本方針1 スマート自治体への改革	行政手続のオンライン化	1	マイナンバーカードの普及	総務課
			2	マイナンバーカードの利用用途拡大	総務課
			3	コンビニ交付の利用促進や利用用途の拡大の検討	総務課
		窓口業務の最適化	4	行政手続きの押印等の見直し	総務課
			5	窓口業務の効率化	総務課
			6	各種払込等のキャッシュレス化	町民課
ひとづくりの視点	基本方針2 人材育成の改革	職員の人材育成	7	職員の意識改革と育成	総務課
		組織力の向上	8	組織力の強化と連携を図る機構の見直し	総務課
	基本方針3 仕事の改革	ペーパーレス化	9	ペーパーレス化の推進	総務課
		人材資源の有効活用	10	計画的な職員の定員管理と適正配置	総務課
			11	会計年度任用職員の配置と全体管理の仕組みづくり	総務課
		働き方改革の実現	12	時間外勤務を含む総労働時間の縮減	総務課
財政健全化の視点	基本方針4 財政基盤の改革	基金・町債に頼った予算編成からの脱却	13	適切な予算フレームに基づく予算編成	企画財政課
		歳入確保・歳出抑制	14	使用料・手数料等の見直し	企画財政課

			15	税外収入金対策	町 民 課
			16	事業予算の見直し	企 画 財 政 課
			17	経常予算の見直し	企 画 財 政 課
			18	庁内物品等の一括管理	総 務 課 企 画 財 政 課 出 納 室
			19	大型の投資的経費の平準化	企 画 財 政 課
			20	特別会計・企業会計への支出の見直し	企 画 財 政 課
			21	町立病院のあり方の検討	町 立 病 院
			22	やすらぎ園・デイサービス・駒ヶ丘荘のあり方の検討	特 養 ・ デ イ 駒 ヶ 丘 荘
			23	育成牧場のあり方の検討	育 成 牧 場
			24	補助金等の適正化	企 画 財 政 課
			25	公共施設や町有財産の適正化、効率化	企 画 財 政 課 総 務 課
			26	積極的な財産処分	企 画 財 政 課

※担当部署は、取り組み事項について中心となって取り組みます。

※全課にまたがる取り組み事項の担当部署は、その方向性や作業の指示を行う担当とし、全課で取り組みます。

行財政改革取組事項個別シート

改革の視点	②
基本方針	③
重点施策	④
取組事項	⑤
担当部署	⑥

事業概要	⑦	
目 標	⑧	
	基準値 令和 5 年度末	⑨
	目標値 令和11年度末	⑩

年 度	年度計画			年度実績		
	取組内容	目 標 値	財政効果以外の効果	取組実績	成 果 値	財政効果以外の効果
			財政効果			財政効果
R7	⑪	⑫		⑭		⑮
		⑬				⑯
R 8						
R 9						
R10						
R11						

行財政改革取組事項個別シートの見方

改革対象事業について、次のような「個票」を作成し、目標設定と進捗管理を行います。個票の見方・作成方法について記載します。

項番	項目名	説明
①	整理No.	P38～P39 で付番した取組事項の整理No.を記載
②	改革の視点	取組事項の基となる P27～P36 を参考に記載
③	基本方針	取組事項の基となる P27～P36 を参考に記載
④	重点施策	取組事項の基となる P27～P36 を参考に記載
⑤	取組事項	取組事項の基となる P27～P36 を参考に記載
⑥	担当部署	P38～P39 を参考に記載
⑦	事業概要	当該取組みはどのようなことをするのかの概要を記載
⑧	目標	改革を進めるにあたっての方針や目標とすべき指標の説明を記載
⑨	基準値	目標として掲げた指標の現在の値 ・値として表現ができないものは、ハイフンを記載 ・基準時点は令和5年度を基準としているが、令和5年度が基準として用いることができない場合などは、他の年度でも可
⑩	目標値	基準値として掲げたものが、具体的にどのような値になることを目標とするかを記載 ・値として表現ができないものは、ハイフンとする。 ・原則として計画期間終期（令和11年度末）に当該数値を達成することを目標とするが、より長期的に取り組むべき内容の場合や、逆に計画期間途中で達成する見込みのものについては、前後の年度に目標を定める。
⑪	年度計画 取組内容	対象事業として、各年度に取り組む内容の計画を記述 ・取り組むべき内容が利害関係者との調整が進んでいない場合などは、具体的に記述することができないため、一般的概括的な記述にとどまっている場合がある ・上記の場合、調整が進んだ際は、年度ごとの報告書及び残期間の計画作成にあわせて、他の欄とともにより具体的な内容に更新する
⑫	目標値 財政効果以外の効果	行財政改革として本事業に取り組んだ結果として、町にもたらすメリットが「財政効果」以外の定性的なものの場合に記述する欄
⑬	目標値 財政効果	行財政改革として本事業に取り組んだ結果として、メリットが「財政効果（歳入確保や歳出削減）」として算定可能な場合に記載する欄であり特に本欄に掲げる効果を挙げていくことが求められる。 ・単年度で発生する財政効果額であり、累計ではない。ただし、前年度以前の取組により財政効果が継続しているものについては、その継続している財政効果についても計上する。
⑭	年度実績 取組実績	⑪欄の計画に対し、実際に取り組んだ内容を記述するもの ・年度ごとの報告の際に、追記する
⑮	成果値 財政効果以外の効果	⑭欄の取組みを実施したことで発生した財政効果以外の定性的なメリットを記載する
⑯	成果値 財政効果	⑭欄の取組みを実施したことで発生した財政効果を算定し記載する。 ・単年度で発生した財政効果額であり、累計ではない。ただし、前年度以前の取組により財政効果が継続しているものについては、その継続している財政効果についても計上する。

標茶町行財政改革推進計画

策定日：令和 7 年 6 月 16 日

策 定：北海道標茶町

担 当：標茶町役場行財政改革推進室

〒088-2312

北海道川上郡標茶町川上 4 丁目 2 番地

電話：015-485-2111（代表）
